

# 平成 2 5 年川西町議会

## 第 3 回定例会会議録

開会 平成 2 5 年 9 月 1 1 日

閉会 平成 2 5 年 9 月 2 0 日

平成 2 5 年川西町議会  
第 3 回定例会会議録

( 第 1 号 )

平成 2 5 年 9 月 1 1 日

平成25年川西町議会第3回定例会会議録（開 会）

招集年月日	平成25年 9月11日	
招集の場所	川西町役場議場	
開 会	平成25年 9月11日 午前10時 宣告	
出席議員	1番 勝島 健      2番 堀 格      3番 伊藤彰夫      4番 石田三郎 5番 今村榮一      6番 松本史郎      8番 森本修司      9番 杉井成行 10番 中嶋正澄      11番 芝 和也      12番 大植 正	
欠席議員	7番 寺澤秀和	
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	町 長 竹村匡正 教育長 山嶋健司                                  理 事 坂口 歩 総務部長 森田政美                              会計管理者 寺澤伸和 福祉部長 下間章兆                              産業建設部長 松本雅司 教育次長 栗原 進                                水道部長心得 福本哲也 財政課長 西村俊哉                              まちづくり推進課長 安井洋次 産業建設課長 山口尚亮                        教委総務課長 深澤達彦	
	監査委員 木村 衛	
本会議に職務のため出席した者の職氏名	議会事務局長 高間隆弘  モニター係 増井 肇	
本日の会議に付した事件	別紙議事日程に同じ	
会議録署名議員の氏名	議長は会議録署名議員に次の2人を指名した	
	9番 杉井成行 議員	10番 中嶋正澄 議員

## 川西町議会第3回定例会（議事日程）

平成25年9月11日（水）午前10時00分開会

日程	議案番号	件名
第1		会議録署名議員の指名
第2		会期の決定
第3		諸報告
		議会報告
	報告第7号	健全化判断比率について
	報告第8号	川西町資金不足比率についての報告について
	報告第9号	川西町土地開発公社の経営状況等の報告について
	報告第10号	定期監査報告について
第4		一般質問
第5	認定第1号	平成24年度川西町一般会計・特別会計決算について
第6	認定第2号	平成24年度川西町水道事業会計決算について
第7	議案第51号	平成25年度川西町一般会計補正予算について
第8	議案第52号	平成25年度川西町国民健康保険特別会計補正予算について
第9	議案第53号	平成25年度川西町後期高齢者医療特別会計補正予算について
第10	議案第54号	平成25年度川西町介護保険事業勘定特別会計補正予算について
第11	議案第55号	平成25年度川西町介護保険介護サービス事業勘定特別会計補正予算について
第12	議案第56号	平成25年度川西町公共下水道事業特別会計補正予算について
第13	議案第57号	川西町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の一部改正について
第14	議案第58号	川西町介護保険条例の一部を改正する条例の一部改正について

第15	議案第59号	川西町立幼稚園保育料及びバス使用料徴収条例の一部改正について
第16	議案第60号	消防ポンプ自動車の購入について
第17	同意第3号	川西町教育委員会委員の任命について
第18	同意第4号	川西町教育委員会委員の任命について

(午前10時00分 開会)

議長（森本修司君） 皆さん、おはようございます。

これより、平成25年川西町議会第3回定例会を開会いたします。

定例会に先立ち、7番 寺澤議員より、本日の定例会への欠席届が提出されております。

ただいまの出席議員は11名で、定足数に達しております。よって議会は成立いたしましたので、これより会議を開きます。

町長より、定例会招集及び所信について挨拶を受けることにいたします。

町長。

町議長（竹村匡正君） 議員の皆様、おはようございます。

本日ここに、平成25年川西町議会第3回定例会を開催いたしましたところ、議員各位には、公私何かと御多用の中、御出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

また、平素は川西町の発展のため多大な御支援、御協力を賜っておりますことに重ねて御礼申し上げます。

本日は、町長就任後初めての本会議となります。議長のお許しもいただきましたので、本議会の貴重なお時間をいただくこととなりますが、町長就任の挨拶と、私の町政運営に対する所信の一端を申し上げたいと存じます。

私は、7月の町長選挙におきまして、無投票という形ではございましたが、町民の皆様を初め多くの方々の御信任により初当選の榮に浴し、第3代川西町長として町政運営の重責を担わせていただくことになりました。今後の川西町のまちづくりを考えますと、改めて職責の重さを痛感し、身の引き締まる思いでございます。

もとより微力ではございますが、皆様方から寄せられた期待に応えるべく、粉骨砕身、誠心誠意取り組んでまいりる覚悟でございますので、議員各位におかれましては、何とぞ御理解、御協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

私は、このたびの選挙におきまして、人・企業を呼び込むことで、川西町にさらなる活力を与えていきたいと訴えてまいりました。川西町は、6平方キロという小さな町であるにもかかわらず、2つの工業団地を持ち、学校、図書館、文化会館、福祉施設、上下水道などの充実した生活を送れるインフラ整備が十分整っている上に、文化活動、スポーツ活動、ボランティア活動などの社会活動が盛んに行われている町です。これは、歴代の町長やここにおられる議員諸先輩方、町民の皆様のお力によるものです。

私の役割は、諸先輩方が引き継がれたこの川西町をしっかりと継承し、さらに発展させ、次世代に伝えていくことであると考えております。そのためにも、町を今以上に活性化させることが必要ですし、そのための柱となる施策として、川西町の魅力を高める「4つの活力プラン」として掲げました。今般、町長に就任いたしましたので、これをもとに町政運営に努めてまいりる所存です。

それでは、4つの活力プラン、「人・企業にとって魅力あるまちづくり」「子どもや子育てしている人にとってやさしいまちづくり」「安心して暮らせるまちづくり」「住民参加で開かれたまちづくり」について、順次御説明申し上げます。

まず、「人・企業にとって魅力あるまちづくり」でございます。

川西町は、奈良盆地のほぼ中央に位置し、大阪、京都への通勤・通学も1時間程度で、便利なところにございます。また、現在進行中の高速道路網も整備されれば、交通アクセスは飛躍的に向上することが見込まれます。この地理的優位を生かし、人・企業を積極的に呼び込むことに努めてまいります。

まずは、町の玄関口である結崎駅前整備を進めてまいります。また、京奈和道の側道貫通・大和中央道の早期整備をしっかりと国や県に要請してまいります。さらには、結崎・唐院工業団地の整備を進めてまいります。

次に、「子どもや子育てしている人にとってやさしいまちづくり」でございます。

子どもは地域の宝であり、未来です。まちづくりの原点は人づくりだと思います。まちづくりを子どもや子育ての観点から見直し、子どもたちが健やかに育つ仕組みを整えてまいります。

子どもや高齢者が安心して歩ける歩道の整備や、多くの人が集えるような公園の整備を行います。庁内の施設も、皆さんに利用しやすい環境の整備に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、「安心して暮らせるまちづくり」でございます。

住民の命を守ることは、行政の最大の使命です。災害から町民の命を守るために、警察・消防を初め関係機関との連携強化、各自治会の防災組織との連携、災害時マニュアルの早期作成、災害時の情報連絡網の整備などを通して防犯防災体制の強化に努めます。

高齢者や障害者、子ども、女性、若者など、地域の皆さんが安心して暮らせる地域福祉の仕組みづくりに取り組んでまいります。

また、高齢者が生涯現役で取り組んでいけるよう、シルバー人材センターの活用や地域公共交通網の整備に取り組めます。また、高齢者が安心して暮らしていけるよう、地域の見守り体制を構築していきたいと思っております。

最後に、「住民参加で開かれたまちづくり」でございます。

まちづくりの主役は町民の皆さんです。祭りや文化活動、スポーツ活動などで町を盛り上げようと活動いただいている方々があります。また、NPO活動、ボランティア活動などで福祉を下支えされている方々もおられます。そういった地域で頑張っている多くの皆様の声が届き、それを形にできる、さらに後押しできる行政に取り組んでまいります。

以上、今後の町政運営に対する所信の一端を申し上げましたが、一朝一夕にできるものとは思っておりません。もとより、私一人の力は非常に微力です。町民の皆様並びにここにいらっしゃる議会議員の皆様、そして役場職員の御理解、御支援、御協力なくしては、よりよいまちづくりをなし得ることはできません。

この川西町をよりよい方向に推し進め、住んでよかったと思えるまちを築いていけることを切に望みまして、就任に当たっての私の挨拶とさせていただきます。

なお、本議会に御提案いたしますのは、予算・決算関係の8議案、条例関係3議案、その他3議案でございます。

何とぞ慎重に御審議いただきまして、議決・御同意賜りますようお願い申し上げます。

議 長（森本修司君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、9番 杉井成行君及び10番 中嶋正澄君を指名いたします。

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日より20日までの10日間といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（森本修司君） 異議なしと認め、本定例会の会期は本日より20日までの10日間と決定いたします。

日程第3、諸報告に入ります。

議長報告として2件の陳情書と、行政報告として報告第7号、健全化判断比率の報告について、報告第8号、川西町資金不足比率の報告について、報告第9号、川西町土地開発公社の経営状況等の報告についてをお手元に配付いたしておりますので、御清覧おき願います。

次に、報告第10号、平成25年6月から平成25年8月期までの例月出納検査の結果報告が提出されておりますので、木村監査委員より報告を求めます。

木村監査委員。

監査委員（木村 衛君） 平成25年6月から8月期に行いました例月監査の結果を御報告申し上げます。

堀監査委員とともに、地方自治法第235条の2第1項並びに地方公営企業法第27条の2第1項の規定により、平成25年度の川西町一般会計及び特別会計並びに水道事業会計の出納及び予算の執行状況につきまして、会計管理者並びに水道部長に必要な調書の提出を求めて、関係帳簿及び証拠書類を対照しながら説明を受け、厳正なる審査を実施いたしました結果、各会計における予算の執行並びに現金の出納・保管などについて、過誤もなく適正に行われているものと認めましたので、御報告申し上げます。

議 長（森本修司君） 監査報告が終わりましたので、日程第4、一般質問に入ります。

順次質問を許します。

2番 堀格君。

2番議員（堀 格君） 堀でございます。皆さん、おはようございます。

まずは、竹村町長、御当選おめでとうございまして、これから私ども議員と連携を密にいたしまして、この川西町を活力のあふれるいい町にしていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたしますとともに、非常に若い方でございます。若い力を存分に発揮していただき、一層の御奮闘をいただきますようお祈り申し上げたいと思っております。よろしく願いいたします。

先ほど新町長の就任の挨拶の中で、4つの活力プランにつきまして説明がございましたが、その中の2点、1点目の「人・企業にとって魅力あるまちづくり」、3番目の「安心して暮らせるまちづくり」、この2点に焦点を絞りまして、若干お伺いをしたいと思います。



まず1点目の、先ほどもお話がありました、結崎駅周辺の整備計画への取り組みについてであります。

この結崎駅周辺の整備につきましては、これを進めていきますために、今年度2つの会合が立ち上げられております。1つ目は、近鉄結崎駅周辺まちづくり懇談会というものであります。これは、結崎駅周辺の地権者とか自治会等、密接な関係のある方の集まりであります。もう1つは、近鉄結崎駅整備連絡協議会であります。これは、奈良県、田原本警察、奈良交通、商工会等、ある意味でオフィシャルな方の集まりであります。この2つの会合が立ち上げられまして、懇談会のほうは2回、連絡協議会のほうは1回、既に開催をされております。

焦点になります懇談会では、昨年度、たたき台と言いますと、つくられました国際航業さんに申しわけないですが、わかりやすく言えばたたき台であります。この国際航業さんがつくられたのをベースにいたしまして、懇談会でいろいろ議論、検討が進められておまして、進捗状況といたしましては、この11月の第3回目の会合でほぼ全体の構想がまとめられまして、関係部門と整理しました上で一般に公表して、全町的な御意見を賜ると、こういうような段取りになる予定であります。

この結崎駅周辺の整備は、先ほどの竹村新町長の川西町の魅力を高めるプランの第1番目、「人・企業にとって魅力あるまちづくり」、これを進めるためのまず第1歩といたしますか、川西町の玄関口を整備することによりまして、豊かな住宅地区を広げ、企業活動に便利な公共ゾーンを広げるためのスタートラインというふうに考えております。これを進めることによりまして、これまでの人口減少に歯どめをかけまして、むしろ増加に反転させる重要なキープポイントになると考えております。この懇談会におきましては、この計画は川西町発展へのある意味でラストチャンスと捉えておまして、平成28年度着工を目指しまして精力的に取り組んでおります。近畿日本鉄道が合理化計画の一環といたしまして、結崎駅の朝夕の省人化を検討しているようですが、この議論は、やはり最終の解決の糸口は、結崎駅の乗降客をいかに増やしていくかであると思っております。

このような状況にありますので、新町長におかれましては、この懇談会、協議会への積極的な御支援をお願いしたいと思っておりますが、まず、この取り組みに対する町長のお考えをお伺いしたいと思っております。

それから、2番目でございますが、防災への取り組みということでございます。

地球温暖化の影響かどうかわかりませんが、言葉としてどうかと思っておりますが、ゲリラ豪雨と言われるような局地的な集中豪雨や、特に関東地方では大きな竜巻が発生しております。そして、近い将来、関西におきましても発生すると予想される巨大地震というのも心配されております。何といたしまして、気象庁のほうでは、直ちに命を守るための行動をとってくださいという特別警報というのがつくられたり、あるいはニュース等で「経験したことのない大雨」というような、非常にびっくりするような表現が使われるようになっているのが昨今であります。また、各地におきましては避難訓練が行われるなど、その対応策もそれぞれ進められております。

幸い、当川西町では大きな災害に遭遇せず今日までまいりましたけれども、しかし、これからもないという保証は絶対ありません。

そこで、昨年度、24年度であります、1,260万円かけまして——大金でありますけれども——ちょうど1年前の昨年9月に、奈良県のほうから補助金がいただけるということで、それを使いまして災害発生時の対応マニュアルの整備を行うことといたしました。地震とか洪水が発生したときには、やはり適切な対応マニュアルというのが必要になります。町長の活力プランの3番目の「安心して暮らせるまちづくり」というのに対応していこうと考えているものと考えております。

このたびでき上がりましたマニュアルの大方の概要と今後の活用計画といいますか、防災対策への取り組みについて、新町長にお伺いしたいと思います。よろしくをお願いします。

以上でございます。

議 長（森本修司君） 町長。

町 長（竹村匡正君） 1つ目の御質問、結崎駅周辺の整備計画への取り組みに対する町長の考えとこのことでございますが、堀議員からも御説明ございましたけれども、まず初めに近鉄結崎駅周辺整備計画のこれまでの取り組みについて御説明いたします。

平成24年度につきましては、駅周辺の現状や課題を把握するための調査や、駅周辺の整備に対する住民の意向を把握するためのアンケート調査を行い、整理・分析いたしました。そして、その結果をもとに、近鉄や奈良交通などの交通事業者との協議、また、町関係部署で構成する庁内検討委員会などで検討を重ね、駅周辺整備の基本となる近鉄結崎駅周辺整備構想案の策定をいたしました。

そして、本年度につきましては、この構想案をより現実的で、かつ本町の玄関口にふさわしい、魅力ある近鉄結崎駅周辺整備計画の策定を目的とし、出屋敷、結崎団地などの地元の住民の皆様で構成する近鉄結崎駅周辺まちづくり懇談会と奈良交通、県庁、警察など各関係機関で構成する近鉄結崎駅周辺整備連絡協議会を設立し、各会で検討いただいている途上でございます。

近鉄結崎駅周辺まちづくり懇談会は、現在2回開催されており、駅周辺にお住まいの委員の方々から課題や要望、またハード、ソフト面などで前向きな御意見を多くいただいております。このまちづくり懇談会の意見などを受けて、近鉄結崎駅周辺整備連絡協議会では、事業内容の検討・整理などを行い、再度11月開催予定の第3回まちづくり懇談会で検討願ひ、順次、近鉄結崎駅周辺整備計画の策定へと取り組みを進めています。

そこで、堀議員の御質問に対するお答えなんですけれども、議員のお話のとおり、結崎駅前周辺の整備は、町の玄関口の整備であり、川西町に住みたいと思っただけのような事業、人口増につながる事業と考えておりますので、これまでどおり引き続き進めてまいり所存でございます。

次に、2つ目の御質問でございます防災への取り組みについてでございますが、御指摘のとおり、幸いにも川西町は昭和57年の水害以来大きな災害は生じておりませんが、局地的な集中豪雨による十津川・五條の災害や、最近では島根県の災害などが生じており、川西町も河川に囲まれている状況や浸水しやすい特性などを考えると、いつ同じような災害が生じてもおかしくないと考えております。また、最

近では南海トラフ巨大地震が近いうちに起こる可能性がある」と頻繁に報道されています。

私の公約の4つの活力プランに防災体制の強化を掲げているとおり、防災対策について特に力を入れて取り組んでいく所存でございます。

御質問のマニュアルですが、「迅速な初動対応ができれば救える命もある」という方針のもと、緊急雇用創出事業補助金を活用し、この初動マニュアルのほか、要援護者台帳、避難所運営マニュアルとあわせて昨年度に作成されております。私も就任してすぐにこの初動マニュアルを確認いたしました。

マニュアルの概要ですが、災害が発生してから約3日間についての職員の行動について書かれております。災害が起きてから初動でやるべきことをリストアップされており、誰が役割を振り分けられても動けるよう、作業説明等が記載されております。現在はこのマニュアルをさらに実効性のあるものにすべく、いつまでに何をすべきか、時間を意識して職員が行動できるように修正を加えさせております。マニュアルの修正作業が完了した後に、実際の災害を想定した防災訓練を計画しております。

そのほか、今年度に取り組む防災対策としては、地域防災の基盤となる自主防災会連絡協議会を設立いたします。阪神大震災の発生時、家屋の倒壊などによる自力脱出困難者の約77%を助けたのは近隣住民でした。隣人救助を組織化したものとして、自主防災会が挙げられます。その自主防災組織の相互、行政との連携を密にし、自主防災体制を充実・強化することを目的として、連絡協議会を設立することといたしました。この9月21日に総会を開催し、そこで高齢者や障害者などの災害時の避難において支援が必要な方を取りまとめた名簿であります要援護者台帳を各自主防災会に配布し、その支援体制についてともに検討していきます。

また、年末ごろになりますが、避難所運営マニュアルを用いた避難所開設・運営の防災訓練の開催を計画しております。災害時には地域の公民館を解放し、一時的な避難所として活用させていただく必要がございます。そういった状況の折に、地域の皆さんが円滑に避難所を開設できることを目的として行うものでございます。

災害時には、行政だけの対応では限界がございます。現実的に災害時の活動は地域の皆様の協力が必要不可欠です。住民の皆様とともに防災体制を築いていきたいと考えておりますので、今後とも御指導、御支援を賜りますよう、お願い申し上げます。

以上でございます。

議長（森本修司君） 堀議員。

2番議員（堀 格君） ありがとうございます。まず1点目でございますが、あえて追加質問することはありませんけれども、川西町の現在の周囲の状況を見ますと、どんどんと、京奈和自動車道が整備されていき、西名阪のスマートインターの下り線が間もなく開通する、それから、奈良県道ですが、中央道の延伸が計画されている。それと、何といたしまして、来年7月に予定されておりますが、隣でファミリープールのところに立派なすばらしいプールができ上がる。県の見積もりでは年間40万人が訪れるということでありまして、オリンピックは東京開催ということ

になりましたから、40万人じゃなく、もっと来るんじゃないかと、このように思いますが、そういうのがすぐ隣にできますから、電車で来る人、自動車で来る人がちょっと隣町へ来て、「ああ、これはきれいなまちだな、こんなところへ住んでみたいな」と思えるようなまちづくりにしていきたいと思います。そういうことができるラストチャンスだと思います。

そういう意味で、竹村新町長は、やろうと思ったら何ぼでもできるし、いいことができる、非常にラッキーな、運のいいときに就任されたんじゃないかと思っています。頑張っていたきたいと思っています。

それと、一点お願いしたいんですが、懇談会がまた11月に開催が予定されています。できましたら顔を出していただいて、皆さんに檄を飛ばしていただければありがたいと思います。

それから、2点目の防災の関連であります。先ほども申し上げましたように、また町長もおっしゃいましたように、川西町は今まで平穩に來ましたので、ある意味でのんびりしたところがありまして、防災に対する意識が、正直なところ薄いと言わざるを得ませんので、何といたしましても防災に対する意識の向上、それから、やはり突然何をやってもできませんから、平素からの訓練、先ほどもありましたが、自治会の防災組織への不断の指導と連携、こういったことが必要になってくるかと思っています。その辺をひとつよろしくお願いしたいと思っています。

以上でございます。

議 長（森本修司君） 町長。

町 長（竹村匡正君） 堀議員から御依頼がございました11月の懇談会につきましては、時間が許せば参加したいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

また、防災の取り組みにつきましても、先ほど申し上げましたとおり、しっかりやってまいりたいと思っておりますので、こちら議員の皆様、ひとつ御協力いただければと思います。

以上でございます。

議 長（森本修司君） 6番 松本史郎君。

6番議員（松本史郎君） 皆さん、おはようございます。松本でございます。議長の許可をいただきましたので、質問させていただきます。

初めに、町長の政策についてであります。竹村町長は、奈良新聞等報道関係及び広報川西9月号の活力プランとして、1、人と企業に魅力あるまち、2、子どもや子育て世代にやさしいまち、3、安心して暮らせるまち、4、住民に開かれたまち、この4つを掲げられています。冒頭の所信表明で説明されていますので省かせていただきますが、公約ともとれる4つの活力プランは、議会の議員の皆様や職員の皆様、町民と協力し合いながら達成してもらいたいと思います。

そこで、前述の活力プランの3、安心して暮らせるまちの中に、「高齢者にやさしい、安心して年のとれるまち」をぜひ加えていただきたいと思っています。老人福祉法の基本理念として、「老人は、敬愛されるとともに、生きがいを持てる健全で安らかな生活を保障されるものとする」とされていますが、今、国政では、70から74歳の健康保険の窓口負担を2割に決定されました。また、介護についても、要

支援1から2、要介護1から5までの7段階ある中、要支援を介護から外すことや、介護施設の特別養護老人ホームへの入居が要介護3以上しかできないことなどが検討されています。独居老人や老老介護が増え、孤独死も増えています。特に後期高齢者の方は、戦後日本の復興と発展に大変苦勞された人たちです。高齢者を切り捨てるような政治はやめてもらいたいと思うのであります。

町長の高齢者への考えをお伺いいたします。

次に、災害時の避難所についてであります。

今、同僚議員より同じような質問がありましたが、私もこれについて質問させていただきます。本町の地震・洪水のハザードマップにある6カ所の避難所についてお聞きいたします。

1、地震について。

近い将来、南海トラフ巨大地震等の地震が起きると言われていますが、マグニチュード7から9、震度6から9の大地震が起きたとき、避難所の耐震強度は大丈夫なのか。地震の場合、自宅が全半壊してから避難するが、避難所が倒壊しては話になりません。6カ所の耐震度をお聞きします。

次に、洪水についてであります。

ハザードマップには本町の浸水想定降雨及び河川の氾濫予測として、1日24時間で約200ミリ、1時間に最大70ミリを想定していますが、しかし、昨今、島根県で降った1時間に100ミリを超えるゲリラ豪雨や、今までに経験のない豪雨、2日間で半年分の雨が降ったところもあり、本町も十分注意が必要と思います。また、避難勧告や避難指示が出たとき避難する6カ所は安全なのか、浸水等の危険がないのか、お聞きいたします。

避難情報は防災行政無線等で行われますが、無線の届かないところがあるので、点検していただきたい。

それと、貯水池についてであります。京奈和道路の下、東方に道路交通とともに貯水池がありますが、その用途と豪雨による洪水の危険性と、なぜ東方に設置されたか、お聞きいたします。

次に、町長の話にもありましたが、京奈和自動車道路側道の進捗状況についてあります。

現在、天理市菅田町まで開通している側道の本町開通の見通しと、開通したとき、大和川堤防北側の町道と京奈和道側道の橋脚が平面交差になっているが、信号機が設置されるのか、お聞きいたします。

以上であります。

議 長（森本修司君） 町長。

町 長（竹村匡正君） 最初に、私の政策についての件にお答えいたします。

4つの活力プランを大きな柱として川西町の活性化を図ってまいり所存ではございますが、「高齢者にやさしい、安心して年のとれるまち」を「安心して暮らせるまちづくり」に加えていただきたいと思います。このお話でございましたが、先ほども述べさせていただいたとおり、高齢者もそうですが、障害を持たれた方や子ども、女性、若者など、町民の皆さん全てが安心して暮らせるまちづくりに取り組む所存でございます。

ます。

次に、高齢者に対する考えとのございでしたが、特に後期高齢者の方々は、議員のお話のとおり、戦後日本の復興と現在の発展に尽力された方々でございまして、敬愛されるべき方々だと思いますし、私は尊敬いたしております。そのような皆さんが安心して可能な限り住み慣れた地域において継続して生活していただけるよう、現在、地域包括ケアのより一層の充実を図っている途上でございます。また、高齢者といいましょうか、諸先輩方の今まで積み重ねられた知恵と経験は、大切なまちの財産でございまして、ぜひとも町政発展のためにも御提供いただき、みんなでよりよいまちをつくっていきたいと考えております。

次に、災害時の避難所についての件でございます。

御指摘のとおり、昨今、想定を超える豪雨が生じており、川西町も河川に囲まれている状況や浸水しやすい特性を考えると、これまで以上に危機感を持って防災対策を進めていく必要がございます。現在川西町では、川西小学校体育館、保健センター、ふれあいセンター、中央体育館、梅戸体育館、下永体育館の6カ所が避難所として指定されています。このうち、耐震化、いわゆる昭和56年の新耐震基準以降の建築でない避難所として川西小学校体育館がございましたが、このたびの建てかえにより、全ての避難所が耐震化されることとなります。この新耐震基準では、震度6強の地震でも建物が倒壊しない耐震性能となっております。

また、ハザードマップを御覧いただいたとおり、川西町の地域特性から、ほぼ全ての地域が浸水することとなりますので、避難所に当たっては、床面のかさ上げをしている小学校体育館や、唯一浸水区域外に建っている梅戸体育館を除いて浸水が危惧されます。水害が河川の決壊場所や内水の水はけ状況によって浸水区域も変わってきます。災害の状況に応じまして、文化会館や式下中学校などの避難所以外の公共施設はもちろん、地域の公民館を利用させていただくことで、住民の皆さんが安全に避難できるように努めてまいる所存でございます。

どこの市町村も同じでございますが、既存の公共施設を災害時の避難所として指定している関係から、多くの避難所が避難施設として特化した機能を持っておりません。そこで、本町では、今回の小学校体育館建てかえに当たりまして、浸水対策として1.5メートルの床面かさ上げ、停電時の大型発電設備の設置、備蓄倉庫、マンホールトイレの設置など、避難所としての機能を持たせております。

このように、今後避難所となる公共施設を建てかえる際には、住民の皆さんが安心して避難できることを考慮に入れて施設整備を行ってまいる所存でございます。

次に、避難情報についてですが、本町では、各家庭にお配りしている防災行政無線だけでは不足と考えており、仮に防災無線が受信できなかった場合であっても、川西町全域の携帯電話に配信される緊急速報メール（エリアメール）と広報車の巡回という複数の方法により、できるだけ多くの住民の皆様へ伝えるよう努めております。

防災行政無線はアナログ式で、導入から約20年経過しており、維持管理の面や将来的なデジタル化への問題などから、現行の設備への大きな投資は極力避けるとともに、次世代設備への更新を検討しております。そういった状況から、防災無線

の点検につきましては、平成22年度に実施したような数百万円という費用を要する大規模な電波調査ではなく、受信状況が悪いという問い合わせがあった1軒1軒に対し点検させていただくという戸別対応とさせていただきたいと考えております。

次に、京奈和道の貯水池の件ですが、事業主体である奈良国道事務所に確認しましたところ、下永東方地区に設置している貯水池につきましては、京奈和自動車道の近鉄天理線から大和川右岸までの区間を受け持っており、この区間の道路敷に降った雨水等の道路排水を一時的に貯留するもので、晴天時に大和川へ放流するため、大和川近辺の現在の位置に設置されております。また、貯水池の容量については、50年に1回の大雨にも対応できるような設計とされていると聞いておるところでございます。

最後に、京奈和自動車道側道の進捗状況についてでございます。

京奈和自動車道側道の進捗状況については、現在、国土交通省近畿地方整備局奈良国道事務所において京奈和自動車道の一般部と県道天理王寺線が交差する上出屋敷交差点の南側の区間の工事が計画されており、早期開通に向けて地元説明会などが開催されております。しかし、上出屋敷交差点より北側の区間につきましては、予算確保等の見通しが立たないため、事業着手年度が確定していない状況であると聞いております。

松本議員より、大和川堤防北側の町道と京奈和自動車道側道の平面交差している箇所には信号機が設置されるのかとの御質問でございますが、先ほど申し上げましたように、北側区間についての着手年度が確定していない状況でございます。この問題につきましては、今後予算確保及び事業着手の見通しが立った時点で、奈良国道事務所、地元自治会、町等で協議する必要があることから、国土交通省に対し地元説明を要請してまいりたいと考えております。本町も奈良国道事務所に対して、上出屋敷交差点より北側の区間の着工を早急に行っていただけるよう強く要望しており、昨年3月にも町長名で要望書を提出しているところでございます。今後も引き続き関係部署に要望していく予定をしております。

以上でございます。

議 長（森本修司君） 松本議員。

6番議員（松本史郎君） 今、町長のお答えを聞いた中で、高齢者に対するお考えは、高齢者のことを考えてやってもらえるということで安心しておりますが、高齢者は地域の知恵袋といいまして、昔からのいろんなことを御存じですので、やはり後期高齢者の方は75歳以上の方ですから、こんなことを言っただけでは何ですけど、平均年齢からいっても75歳ということですので、この人たちに本当に安心して年をとってもらえるように、あるいはまた、ちょっと耳にしたんですが、高齢者の助成金なんですけど、ちょっとはつきりは覚えてないんですが、六、七年前に200円下げられております。それがまた100円下げるというふうなうわさを耳にしておりますが、こういう高齢者に対して100円下げられたら、3,000人おられても年間30万円、こういうことで高齢者をいじめているというふうに思われても大変ですので、こういうことのないようにやっていただきたいと思います。

それから、避難所についてですが、耐震度については、町長がおっしゃったよう

に、ある程度大丈夫かなというふうには思うんですけど、洪水について、ゲリラ豪雨等予想もしない豪雨に襲われて、もし河川が氾濫したときに、避難場所が浸水するおそれが大いにあると思いますので、これも十分に考えてもらって、一つ例を言いますと、川西町は河川に囲まれておりますが、東方の体育館は大和川の堤防のすぐ横にあるんです。もし近くの堤防が氾濫したら、即洪水・水つきになるのは確実です。そういうふうな事態になったら大変ですので、言われたように、公民館等高いところへ避難するのがいいと思うんです。

先ほどから言っております防災無線については、よそのところはよくわからないんですが、東方については入らないところがたくさんあります。それは何年も前から担当部長にお願いして、入るようにということで調査してもらっているんですが、調査には来ましたが、一向に進んでいない。災害等はいつ来るかわかりませんので、これは至急に対処してもらいたいと思います。

次に、京奈和道については、今町長がおっしゃいましたように、いつになるかわからないというふうなことで先の話になると思いますが、堤防と京奈和道の交差するところに側道がついたならば、信号がつくように配慮してもらいたい。といたしますのは、あそこがもし最悪通行止めにもなりますと、あそこを朝通っている車の量というのは相当あります。その車がどこへ流れるかということになると、ちょっと大変な問題も出てくると思いますので、この問題については先の話と思いますが、よく頭に置いていただきたいと思います。

以上でございます。

議 長（森本修司君） 町長。

町 長（竹村匡正君） 高齢者についてでございますが、先ほども申し上げましたとおり、御高齢者のお知恵と経験というのは町の財産だと思っておりますので、しっかり御高齢者のお知恵と御経験については御提供いただきたいと思っておりますし、また、安心して暮らせるまちをつくっていきたいと考えております。

また、京奈和道の信号機が設置されるかどうかにつきましては、今後関係機関に対してしっかりと要望してまいりたいと思っております。

防災無線の件につきましては、担当部長からお答え申し上げます。

以上です。

議 長（森本修司君） 森田総務部長。

総務部長（森田政美君） 松本議員の御指摘のとおり、東方地区につきまして、防災無線の戸別受信機の受信状況が余りよくないと。それと、戸別受信機を設置されている世帯も少ないということで、実態調査をさせていただきました。戸別受信機の設置状況なんですけども、平成3年に戸別受信機を配布させていただいたときには全戸にお渡しさせていただいているところではございますが、東方につきましては小集落事業等もございまして、住宅の建てかえ等々、また家屋の除却等で引っ越しをされている方がかなりおられまして、町の周知も悪かったのかもしれませんが、新しい住宅に移っていただくときに受信機を持って行っていただいている、そのまま除却されたのが一番の原因かなというふうに考えております。

それと、全般の受信状況につきましては、京奈和自動車道ができてから入りが悪



くなったというようにもお伺いしているところでございます。その当時、自治会長等々に調査の結果を申し上げたら、とりあえずは今持っている御家庭の受信機について入るよという事で、個々に対応したりさせていただいているところではございます。

ただ、先ほど町長も申しましたように、もう20年以上経過した防災無線、また将来デジタル化を見据えておりますので、今から戸別受信機を100個欲しいとか200個欲しいとおっしゃっても、ちょっと町としては今のところ対応するのは厳しいのかなというふうに思っております。

そこで、避難情報等々につきましては、戸別受信機というのは、どこの御家庭でも大体リビング等に置かれていることが多いと思いますけども、夜間、寝室とかで寝ておられるときには、戸別受信機で避難勧告等をして聞けないというようなことも勘案しまして、昨年からは携帯電話による避難勧告を行えるように、エリアメールというのを導入して、いろんな方策を絡めながら住民さんの安全を確保してまいりたいというふうに思っておりますので、御理解のほど、よろしく申し上げます。

議 長（森本修司君） 松本議員。

6番議員（松本史郎君） 今、総務部長から説明ありましたが、携帯に情報を流すということも結構だと思うんですが、今防災無線を持っている家ですね。さきにも言いましたように災害はいつ起こるかわかりません。ですから、少なくとも今持っている家に届くように、それは必ずやっていただくようにしないとイケないと思うんですが、その点どうですか。

議 長（森本修司君） 総務部長。

総務部長（森田政美君） 先ほど町長の答弁にもありましたように、全体的にしていくのではなくて、個々に対応させていただくという答弁をさせていただきましたので、入らないというふうに言っただけならば、個々に対応させていただきます。

個々に対応と申しますのは、外壁に戸別のアンテナを立てるという形になるんですけども、これも以前に松本議員にも御説明させていただきましたが、結局、壁に穴をあけなければならない。ほかの家では大体はエアコンの室外機のところに穴があいておりますので、それに線をはわせてという形で対応させていただいております。保田地区とか唐院地区でも割と入らないということで、そういうふうに対応させていただいておりますので、東方地区につきましてもそのような方向で対応させていただきたいと思っております。

議 長（森本修司君） 3番議員 伊藤彰夫君。

3番議員（伊藤彰夫君） 伊藤でございます。議長の許可を得ましたので、質問をいたします。

さきに通告してありますように、1つ目は、町民の健康長寿への取り組みについてでございます。2つ目は、川西小新体育館を健康づくりの場にどうかということについてでございます。どちらも町民の健康づくりに関しての質問でございます。

我が国の平均寿命は、平成23年度の資料で、男性は79.4歳、女性は85.9歳で、世界でも最高水準にあり、10年後には世界第1位の長寿国になると予想されています。奈良県を見ますと、男性は80.1歳、女性は86.6歳、男女とも全

国平均を上回っています。長寿は誰もが望むところですが、やはり健康で心豊かに生きることが理想でございます。

奈良県では、本年7月になら健康長寿基本計画が策定され、県民だより9月号にも紹介されています。今後10年間で県民の健康寿命日本一を目指しています。健康寿命とは、介護を必要とせず自立して生活できる年齢で、この健康長寿基本計画では、健康寿命を延ばすための健康行動や健康指標を設定して、いろいろな健康施策の進みぐあいを定期的にチェックしながら着実に健康づくりを進めていこうとしています。この健康長寿基本計画の推進に当たっては、県の呼びかけだけではなく、住民と密接している市町村の役割が重要となっています。

本町におきましては、本年3月に町民の健康づくりを目指して第2次川西健康増進計画及び第1次食育推進計画、いわゆる第2次となる健康かわにし21が策定されました。健康づくりは、子どもの健やかな成長はもちろんのこと、高齢者の医療費や介護費の抑制、あるいは国民健康保険料や医療費の軽減等が期待できることから、本町においても積極的に各種事業を展開されているところです。

そこで、これまでの本町における健康づくりの主な施策とその成果、そして、これからのさらなる健康長寿への取り組みを新町長はどのように進めようと考えられているのか、お尋ねいたします。

次に、川西小学校新体育館を健康づくりの場に活用することに関してであります。

川西小学校の建設が順調に進み、新校舎の形が見えてまいりました。来年からは体育館とプールの建設が始まります。そして、26年度に川西小学校が完成いたします。これを機に、新小学校の施設の活用を考えてみました。災害時の避難所としてはもちろんのこと、平常時は町民の健康づくりの場として活用できないでしょうか。健康づくりには、正しく食をとることと、よく体を動かすこと、この両方が必要です。スポーツ施設としては、本町には中央体育館のほかに梅戸と下永にやや小さめの体育館があり、町民の方々は川西町体育協会や川西スポーツクラブ、各種グループなどにおいて活動されています。しかし、時間と場所が限られており、もっと気軽にスポーツを楽しみたいと思っている人が多くおられます。例えば中央体育館の町民開放日には、多くの子どもさんや大人の方もそれぞれ好きなスポーツを楽しんでおられます。しかし、残念ながら月1回しかチャンスがありません。中央体育館はほとんど毎日使用予定が詰まっているからです。

ある町では、小学校の体育館を土・日・祝日の昼間、あるいは平日の夜間にも町民に開放して、大層喜ばれているそうです。川西小学校の新体育館は、広さは十分にあります。位置的にも利便性がよく、スポーツを気軽に楽しむことには最適な場所です。町民の健康づくりや親子一緒になった健康づくりに大いに役立つことでしょう。

川西町総合計画の中にも生涯スポーツの推進がうたわれています。この機会に、運動場とともに体育館も、町民のために、子どもたちのために活用してはどうか。まずはその活用方法の検討を行っていただきたく、町長のお考えをお尋ねいたします。

以上でございます。

議 長（森本修司君） 町長。

町 長（竹村匡正君） 1つ目の御質問、町民の健康長寿への取り組みについてでございます。

川西町のこれまでの健康づくりの施策とその成果、今後の取り組みということでございますが、本町では、町民一人一人が積極的に楽しみながら健康づくりに取り組めるよう、町民の主体的な健康づくりを支援するため、平成16年度に健康かわにし21を策定いたしました。平成24年度に健康かわにし21の最終評価を行い、その後継となる第2次健康かわにし21を策定いたしました。第1次の健康かわにし21計画では、住民、地域組織、各種団体などがそれぞれの範囲で健康づくりに取り組み、行政分野では、健康かわにし21キャンペーンとしまして、毎日の食生活を見直すきっかけとして、食事バランスや野菜摂取の大切さについて必要な情報提供をしておりました。平成24年度の実績では、実施回数5回、参加人数178名でございます。また、住民の健康意識を高め、健康づくりサポーターの活動として、健康かわにし21計画の推進に協力していただいているボランティアの方々の活動がございます。サポーターは、健康体操のさわやかなのびのび会、平成24年度の実績でございますが、会員数49名、活動回数41回、参加者数1回当たり30名から50名でございます。そして、生活習慣病予防の自主活動グループで健康教室終了者が引き続き集まり、仲間とともに健康づくりを継続しておられるさくらの会、こちらは会員数17名、活動回数4回、参加者数1回当たり7名から10名でございます。これらの住民ボランティアの方の活動支援などを通じて健康づくり活動を進めてまいりました。

さらに、健康に関する個別の相談に応じて、正しい知識や必要な情報を提供する健康相談事業の生活習慣病相談として、相談件数が160件ございました。がん検診の事後指導や動脈硬化疾患についての相談件数が増加しており、65歳以上の相談者が比較的多く、高齢者の方の健康意識が高いように見受けられます。また、生活習慣病予防のための生活改善を行えるよう、必要な情報を提供し、健康意識を高めるための健康教室として、健康づくり教室を開催、参加人数は30名、動脈硬化予防教室として全4回開催し、参加人数29名、健康づくり体操教室として全3回開催し、延べ104名の方々に参加いただいております。

第2次計画は、健康増進計画、食育推進計画を一体的に策定したものでございます。川西町第2次総合計画の健康増進施策、食育施策の部門別計画として、その他関連計画との整合性を持たせながら、町民の健康づくり、健康課題の解決に向けて、本人、家族、地域、職場仲間、行政、学校等関係機関、団体などが一体となって推進するための計画として位置づけをしております。

今年度は、これまでの事業に加えまして新しい取り組みといたしまして、6月の食育月間に、結崎駅前のスーパーおくやま様にも御協力いただき、日本ハム様、食生活サポーター様、桜井保健所等各団体様と協力し、健康かわにし21キャンペーンを実施いたしました。テーマは「野菜をおいしく食べてメタボ予防」でした。野菜たっぷりメニューの試食や健康レシピの配布などを行い、約450名の方々に御参加いただきました。

さらに、広報川西には毎月「おいしくごはんを食べよう～健康かわにし21～」  
といたしまして、バランスのとれたレシピを紹介させていただいております。

運動分野については、住民の皆様と推進していくことが重要であると考え、健康  
体操サポーターとともに健康づくりウォーキングマップを作成しているところでご  
ざいます。マップ作成の一環として、年1回であった健康づくりウォーキングを本  
年度は3回実施し、マップ完成時には各戸配布を行い、日々の運動習慣づくりに活  
用していただきたいと考えております。

今後も第2次計画での健康課題に応じた健康づくり活動を実施してまいりますの  
で、住民の皆様のご参加、御協力をよろしくお願いいたしたいと存じております。

2つ目の御質問の川西小学校新体育館を健康づくりの場とということでございま  
す。

川西町新体育館完成後の町民への開放についてでございますが、施設の管理監督  
面から、現在は開放については考えておりません。現在、中央体育館と梅戸・下永  
両体育館は、平成24年度より一般貸し出しが可能な施設になっており、3つの体  
育館の利用状況として、中央体育館は、平日の昼間は川スポ教室、体育協会クラブ、  
一般貸し館で、夜間については体育協会クラブ、一般貸し館が主な利用となってお  
ります。また、土曜日・日曜日については、一般への貸し館が主となっております。  
梅戸・下永両体育館については、平日昼間は子どもセンターが活用することとなっ  
ており、貸し出しといたしましては、梅戸体育館は金曜日の夜間は体育協会クラブ  
が使用し、毎週土曜日の午前については川スポクラブが利用しております。その他  
は現在利用がない状況でございます。下永体育館は、平日夜間・土曜日・日曜日  
において利用がない状況でございます。

このような状況でございますので、ぜひともスポーツを楽しむ場、健康づくりの  
場として既設の体育館の活用をお願いしたいと思っております。

以上でございます。

議 長（森本修司君） 伊藤議員。

3番議員（伊藤彰夫君） まず、健康長寿への取り組みですが、相談事業等、いろいろ考  
えて予定されて成果も上がっているということを報告されました。また今後もいろ  
いろと考えて事業を予定されているということはよくわかりました。町民の方々が  
健康づくりに関心を持って自主的に取り組まれるように、これは何度も何度も繰り  
返し、広報等いろんな方法で啓発していくことが大切だと思います。これからも引  
き続き健康づくり啓発をよろしくお願いしたいと思います。

次に、川西小学校の施設につきましては、現在、中央体育館と梅戸、東方にある  
体育館を利用できるということで説明いただきましたが、やはり利便性からいきま  
すと、小学校は誰もが行きやすい、使いやすい場所だと私は考えております。今後  
機会があれば、町民の気持ちに立って、町民のためにどうすればいいかというこ  
とを考えていただきたいと思っております。

そういうことを申し上げまして、これで私の一般質問は終わります。

議 長（森本修司君） 町長。

町 長（竹村匡正君） 現在、町民の健康づくりの場としまして、月1回中央体育館の

開放日を設けさせていただいておりますが、健康づくりのために開放日の回数を増やしてほしい等、住民の皆様から御要望がございましたら、利用状況等を見ながら、回数を増やす、また梅戸、下永東方の体育館での開放日を設ける等についても関係する団体と協議を行いながら検討は行っていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

議長（森本修司君） 1番 勝島健君。

1番議員（勝島 健君） おはようございます。議長のお許しをいただきましたので、今回は3つほどお尋ねしたいと思います。

まず1つ目ですけれども、子どもへの社会教育についてであります。

社会における人間関係が希薄になっていると言われるようになって久しくなります。これは、核家族化に象徴される日本人の生活スタイルの変化がもたらしたものであると想定されます。最近では、ネットワーク利用の進展にも伴いまして、小中学生の間でも携帯電話やスマートフォンといったような機器の利用も進み、その環境をベースにした新たないじめの問題も最近では表面化しております。教育の現場でもそういった現状を問題視し、積極的に取り組みたいと考えておられる方もおられ、一つの方策として学校教育の中で生徒・児童に積極的に地域交流あるいは地域貢献活動に参加させることで、社会の中の人間として、人との触れ合いながらよりよく生活していくための姿勢を教えるのがよいのではないかという意見も聞かれました。大いに同意できる意見であると考えます。

しかしながら、実際そういう活動を行おうといたしますと、教育委員会等の後押しはもちろん、交流先の自治会や団体の協力が無いことには行えません。しかしながら、その調整は恐らく煩雑であり、縦割り行政の弊害とも言えるような現実にも直面いたします。

学校教育の中におきまして、子どもに対する人権教育とはまた別の観点からの社会教育についての考え方を町長及び教育長にお尋ねいたします。

次に、2つ目ですけれども、自治会館への太陽光パネル設置の提案であります。

各公民館は、先ほどから他の議員もお尋ねされておりますとおり、第1次の災害避難場所に設定されています。実際に災害が起これば、避難場所になったとき、明かり、電気のあることが被災者の安心にいかにも重要であるかは議論するまでもありません。地域によって予想される災害発生の内容が異なります。山間部のほうでは、先ほど町長の話の中にあつたかもしれませぬけれども、災害避難場所に非常用発電機といったものが設置される傾向にあるようです。公民館は町内活動の拠点でもあります。その運用に係る経費のほとんどが電灯や冷暖房の電気代でありまして、その設備の大きさから想像できますとおり、必ずしも軽い負担ではありません。この費用は、各自治会の活動が活発になればなるほど大きくなります。

こういった場所に太陽光パネルを設置いたしますれば、通常的生活では使用しない上に、一般的に避難場所としての建物は大きいので、設置可能な面積が大きく、その効果も大きいことが期待されます。公民館への太陽光パネル設置は、災害時対策、住民活動支援、エネルギー問題対策といったことにもつながります。折しも原発問題のあおりで自然エネルギー利用が推進されており、このような問題に対する

町の姿勢を示す意味もございます。個人の太陽光エネルギー導入の補助よりも、効果が網羅的であります。

町としてこのような事業を推進する気持ちはないか、町長にお尋ねいたします。

次に、3つ目でありますけれども、新公会計制度の導入についてであります。

新公会計制度といいますのは、国あるいは地方の公会計に新たなやり方を導入しようとするものであります。平成17年に行政改革の重要方針として閣議決定されて以降、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律、財政運営と構造改革に関する基本方針2006、経済財政改革の基本方針2007などにおきまして国からの推進が要請されたものであります。具体的には一般会計に似た貸借対照表を初めとする財務書類の整備、複式簿記の導入などで、自治体の効率的運営を目指そうというものであります。現在は国主導の研究会により、その導入方法が策定されている途上ではありますけれども、自治体によりましては、独自に積極的に取り組んでいるところもあります。

竹村町長は民間企業、しかも銀行出身の法人部担当であったということで、殊のほか企業会計には造詣が深いと思います。この新しい地方公会計制度——制度というか、方法でありますけれども——を積極的に導入する意思はあるかどうか、お尋ねいたします。

以上、よろしく申し上げます。

議長（森本修司君） 山嶋教育長。

教育長（山嶋健司君） だいま勝島議員から御質問のありました学校教育の中における子どもに対する社会教育について、まず私のほうからお答えさせていただきます。

社会変化の激しい今日、青少年の健全な育成を図っていくためには、社会の変化に合わせ主体的に生きる力、この醸成を図っていくことが必要となっています。学校教育においても社会教育の一部について取り込んでいくことが必要ということと言われておりまして、現在学校において取り組んでおります、いわゆる社会参加となります体験活動、地域活動への参加、奉仕活動がこれに当たると思います。「教育の道は、家庭の教えで芽を出し、学校の教えで花が咲き、世間の教えで実になる」ということわざがあります。この中のどれが欠けても教育は成り立ちません。そこで、教育委員会といたしましても、地域で学ぶ総合学習、放課後子ども教室、地域の行事、青少年団体の育成などに取り組んでおり、子どもたちの地域学習の推進に積極的に寄与しているところでございます。

学校教育において青少年に対する社会教育をより進めていくためには、学校と保護者、地域社会がより共同して、学校をベースとした地域コミュニティを再構築して、地域の教育力の向上を図っていくことが必要となります。この取り組みを推進していくために、本町におきましては、本年度、国が学校の方向性として示しておりますコミュニティスクール、これは地域の方々が学校運営に参画していくという一つの方策なんですけれども、その全段階といたしましての学校・地域パートナーシップ事業をスタートいたしました。この事業の推進には地域の皆様の御支援、御協力が不可欠でございます。児童生徒、保護者、そして地域の皆様が協働して未来を担う川西町の子どもを育てていきたいと思っておりますので、推進への御支援、御

協力についてよろしくお願ひしたいと思ひます。

よろしくお願ひします。

議 長（森本修司君） 町長。

町 長（竹村匡正君） 先ほど教育長の答弁にもございましたが、青少年の学習意欲や就労・就学意欲の低下、社会的自立のおくれ等が問題となっている今日、青少年にかかわる教育においては、学校教育と社会教育がお互いを補完し、発達段階に応じて変化の激しい社会を担う子どもたちに必要とされている生きる力を育ていけるような環境づくりが必要であると言われております。

この環境づくりを行っていくためには、学校、家庭、地域社会が教育について協働して取り組んでいくことが大切だと思っております。学校が中心となり、三者が協働して子どもたちの生きる力を育ていくための環境づくりにおいて、関係者の御理解、御協力を得ながら取り組んでまいりたいと思っておりますので、御助力いただきますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

続きまして、2つ目の自治会館への太陽光パネルの設置の御提案についてでございます。

大規模災害が生じたときには、町が指定する6つの避難所だけでは不足が心配されることから、地域の公民館も避難所として利用させていただきたいと考えておるところでございます。過去の災害の事例からも、避難所生活において発電機と投光器は非常に重要な資機材として挙げられます。本町におきましても、昨年度に発電機と投光器を各6台、町の避難所分を整備いたしました。

さて、御質問の太陽光発電の件でございますが、太陽光発電は、環境にやさしい再生可能エネルギーであること、電気料金が削減できること、災害時の非常用電源になることの大きく3つのメリットが挙げられます。全国にある太陽光発電を設置している公共施設は、電気料金の削減という経済効果よりも、環境対策を主たる目的とされているようです。これは、設置コストがいまだ高額であるため、余剰電力を売却したとしても、その費用を回収するには相当な年数を要するためでございます。

本町の建て替え中の川西小学校にも太陽光発電を設置しておりますが、経済効果は低く、生徒への環境学習を主たる目的といたしております。また、災害時の非常用電源といたしましても検討いたしましたが、悪天候や夜間時に利用できないことや、充足される電気量を確保できないことから、別に発電機を整備することといたしました。

勝島議員は、設置コストを行政が負担することで自治会に負担がなく、太陽光発電のメリットをすべて享受できるのではないかと考えております。太陽光発電の寿命はおよそ20年と言われておりますが、これを設置する建物にも同様の寿命、設置できる構造強度が必要となります。川西町内には25の自治会がございましたが、その公民館の規模や建築年度、構造もさまざまございまして、その中には太陽光発電を設置できない公民館も見受けられます。全ての公民館に設置できない状況の中で行政が全額助成することは、公平性の観点から問題が生じると考えております。とはいうものの、環境問題やエネルギー問題からも進めていくべき事

業であると考えております。実際に公民館に設置するとなると、公民館自身にも改修が必要になります。本町では、公民館の建築・改修工事に要する費用について補助する事業を行っておりますが、この補助事業の対象として太陽光発電を加えることで、現実に行われる設置工事に合った形で支援できるものと考えております。この事業は、公民館を保有されている自治会の意向もごございますので、各自治会の意見も伺った上で、さらに検討を進めてまいりたいと思っております。

3つ目の新公会計制度の導入についての御質問でございます。

議員の御質問の新公会計制度につきましては、平成18年6月の簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律の成立を契機に、同年8月に総務省において地方公共団体における行政改革のさらなる推進のための指針が策定され、その中で、地方公共団体の資産・債務改革の一環として位置づけられたものがございます。さらに、同指針の中で、おおむね市においては平成21年度まで、町村においては平成23年度までに取り組むよう示されているところでございます。

作成方法については、固定資産の評価方法などの違いがございまして、総務省方式、改定モデル、基準モデル、東京都方式など、複数の作成方式がございまして、現在、作成方法については統一されておられない状況でございますが、内容としましては、発生主義の活用及び複式簿記の考え方をもとに、貸借対照表、行政コスト計算書、資金収支計算書及び事務資産変動計算書の財務4表を作成し、公表するというものでございます。

この新公会計制度を導入するかどうかというお話でございますが、現行の会計制度は、予算の執行や現金の収支の把握には適したものでございます。しかし、現金の収支しか記録されませんので、現金以外の資産や負債の情報が蓄積されないという面があり、このことによります建物や道路、その他不動産などの保有資産の情報や町債などの借金の情報がわかりにくい、また、減価償却費などを含めたコスト情報が把握しにくい、そして、税や貸付金などの未収金に関する債権のリスクが見えてこないというようなことが惹起しております。これらの情報は、行財政の効率化や持続可能な財政運営には必要不可欠なものでございますので、新公会計制度の導入については、法的に義務づけられているものではございませんが、今後導入していくべきものとする次第でございます。

新公会計制度に対する本町の取り組み状況についてでございますが、現在、主に決算統計データをもとに作成する総務省方式改定モデルで整備中の状況でございます。しかし、新公会計制度を作成する知識を備えた職員を養成する必要があることや、方式にのっとった未収債権を初めとするさまざまな資料作成に時間を要することなどで、いまだ少し時間が必要であるのかなと思っておる次第でございます。

奈良全県下の新公会計の財務4表の作成状況でございますけども、平成23年度決算について39団体中10市4町2村の16団体が作成されておりますが、残りの60%の団体は未整備でございます。本町においては、今後少しでも早く新公会計制度を整備していけるよう、職員の配置等を考慮するなど、環境づくりに心がけていきたいと考えております。

以上でございます。



議 長（森本修司君） 勝島議員。

1 番議員（勝島 健君） お答えありがとうございます。3つありますので、1つずつ質問をさせていただきたいと思います。

私といたしましては、先ほどの教育長の話にもありましたが、子どもたちを普段から積極的に住民交流させることで世代間にわたる面識というものをつくっていくのがよいのではないかというのが、もともとの質問の趣旨なんです。例えば、言われましたように、主体的に生き抜く力を育成するというのはいいんですけども、個人の力というのは人それぞれ限界がありまして、やっぱり社会で協力していく中で生きていくということ子どもたちに早く学んでいただきたいわけです。それがいろんな意味で、よりよい、住みやすい社会をつくっていくことにつながると思いますので、学校ベースの地域コミュニティ、あるいはコミュニティスクールをつくるというお話もあったかと思うんですけども、学校を飛び出して地域へ積極的にかかわりを持つような活動をしていただきたいというのが私の思うところであります。

密接な交流というのは、イベント等を実施するだけでは必ずしも実現するわけではありまして、私の住んでいる地域限定なのかもしれないんですけども、例えば村の清掃活動やら廃品回収という活動におきまして——御存じだと思っておりますけれども、廃品回収や公園の掃除というのは、本当は子どもに社会活動として参加させる目的で始められたものであると思うんですけども、最近はまだ父兄だけでやってしまうということが多く、子どもが実際に家に行き行って廃品を運んでいるという姿が私の近くでは余り見られないものですから。もちろん本来の目的でやっておられるところもあると思いますけども。

ぜひともそういう普段の生活の中に子どもを積極的に取り込んでいってほしい。例えばお祭りとかをやるにしても、計画段階から、どんなお祭りをしたいか、どうやったらみんな喜ぶと思うかというようなことに対して子どもの意見を積極的に聞いていただいて、生活の中に若い段階からみんなが入っていくように、それを社会教育として進めていただきたいというのが希望であります。

続きまして、太陽光パネル設置の問題ですけども、町長がおっしゃいましたように、各自治会ごとの諸々の事情というのは恐らく違うと思うので、一斉に事業として実施するというのは難しいとは思いますが、時間をかけて、恐らく効果はそれなりにあると思いますので、設置した場合に20年という寿命が必ずしも十分であるとは思いませんけども、実際、設置費用というのはそれぐらいでペイできるような仕組みに国も考えてやってくれると思いますので、町としても取り組む方向で検討をお願いしたいと思います。

それから、最後に新公会計制度についてでございますけども、導入は確かに簡単ではないと思います。例えば今回の議案として上程されております決算書の財産に関する調書におきましても、庁舎、学校を初めとする土地・建物、有価証券、物品、基金が計上されておりますが、町長も認識はされていると思いますけど、道路、橋、河川、水路、こういったものは計上されておられません。ところが、これらは全て町、国や県によって資金を投入されて運用されている財産に当たると思うんですね、実際は。こういったものも管理すべき財産の中に含めておきまさんと、自治体全体

の財務状況を正しく把握できるということにならないと思います。また、そういう資本的データが仮にそろいまして、分析して活用するという方針がなければ意味がないというのは御存じのとおりです。財務4表をつくるという意味で、恐らく職員さん方の日々の業務が場合によっては大きく変わってしまうかもしれないんですが、以前にも町長とお話ししましたとおり、財産を管理するということが長期的な計画的な行政の効率的な運営につながると思います。実際導入しようと思うと、これまでのやり方とこれからのやり方と並行して大変になるかとも思うんですけども、実際既に導入されている市町村も奈良県内にありますし、竹村町長も今回新たに民間の出身ということで立たれたわけでございますので、上田前町長の行政を引き継ぐという作業は大変かとは思いますが、将来にわたりまして安定的に行政運営を行っていただくために、旧態依然のやり方だけで満足せず、一歩踏み出して新しい方法で積極的に取り組んでいくことをお願いしたいと思います。

議 長（森本修司君） 町長。

町 長（竹村匡正君） 勝島議員のお話でございますが、私も中学生の子どもを持つ親でございまして、地域交流、地域貢献活動に参加させることが必要という御意見に対しては大いに賛同するものでございます。現在、式下中学校では、挨拶をする運動というもので地域と生徒との交流の接点がとられているようでございますし、見守り隊ということで小学生の登下校を見守っていただくということで、地域の皆様と接点をとっていただいている状況でございます。そのほかにもスポーツ活動や文化活動を通じて地域の皆様と子どもたちが接点をとっている状況でございますので、今後も自治会の皆様、地域の皆様の御協力をいただきながら、社会で、地域で子どもたちを見守るという体制を行政も一緒に考えていきたいと思っております。

続きまして、自治会館への太陽光発電パネルの件でございますけども、先ほども答弁させていただきましたとおり、公平性の観点から、全額助成することは難しいかなと思っております。ただ、各自治会の皆さんの御意見も聞いた上で、先ほど申し上げました補助事業の対象の一部として太陽光発電を加えることを考えておりますので、こちらで皆様には御検討いただきたいなと思っております。

最後に、公会計制度の導入につきましては、先ほど答弁いたしましたとおり、導入していくべきものと考えておる次第でございます。ただ、職員の皆様の教育並びに事務量など、そういった時間を考えますと、すぐというわけにはいかないんですが、方向性としては導入する考えでございますので、こちらもひとつ御理解をお願いしたいと思います。

以上でございます。

議 長（森本修司君） 11番 芝和也君。

11番議員（芝 和也君） 皆さん、こんにちは。11番 芝和也です。議長の許可を得ましたので、引き続き町長に質問申し上げます。

竹村匡正町長、就任おめでとうございまして。竹村さんは、私が本町議会議員に選出をいただいてから数えまして3人目の町長に当たられます。それから、私も自分では若い若いと思っていましたが、現在51歳になりました。そのように自分が年をとったことありますが、私よりも年の若い町長であらせられます。どうぞ存分

にその若い純粋で研ぎ澄まされた感覚を町政運営に生かされまして、住民の皆さんにとって川西町が身近で役立つ、よく間に合う自治体として大いに発展を遂げるべく御尽力いただきますように、よろしくお願い申し上げます。

微力ではありますが、私自身もこの職にある限りは町長とともに力を合わせまして、お互い本町の取り組みが住民目線に立って、住民の意に沿い、願いに応える、身近で役立つ自治体として一つでも多くその役割が発揮されるよう尽くしてまいろうと存じますので、改めてましてどうぞよろしくお願い申し上げます。

さて、質問であります、さきに通告を上げておりますように、まちづくりに関する町長の基本姿勢についてお伺いをいたします。

既に同僚議員からの質問や町長の冒頭の御挨拶でも触れておられますが、本町のまちづくりの中で魅力を高める4つの活力プランとして、町長御自身、その御挨拶で、人・企業にとって魅力あるまちづくり、子どもや子育てしている人にやさしいまちづくり、安心して暮らせるまちづくり、住民参加で開かれたまちづくりをお示しであります。これらはいずれも、今日、本町を初め地方行政全般に求められている、疲弊した地域経済に活力を与え、なりわいや日常生活を営む住民生活全般を応援する取り組みの強化にほかなりません。そして、この土台となるのが、行政も住民もみんなで知恵を出し合いながら一緒にまちづくりを進めていくということであり、まさに本町でも、こうした一連の取り組みはいずれも一体のものとして大いに求められていることは、町長も重々感じておられることでありましょし、私の拙い活動経験でも、少なくない住民の皆さんから伺っている声でもあります。

これからの町政運営、町長として何をどう手がけていかれるのか、御自身も住民各位の声を踏まえ、大志を持って臨まれる決意を固めておられることでありましょし。まずは、重なりますが、通告してありますように、町長がお述べの4つのプランの具体策をお示しいただきたいと存じます。

また、御自身が旨とされているところの自治体の首長として持つべき視点はいかに置くべきか、町長の現時点での率直なお気持ちを聞かせたいと存じます。

以上、よろしくお願いいいたします。

議 長（森本修司君） 町長。

町 長（竹村匡正君） 芝議員のまず1つ目のまちづくりについての御質問でございますけれども、4つの活力プランの具体的な説明ということでございましたが、先ほど所信の一端で大きな柱として述べさせていただいておりますので、それで御理解願いたいと思います。詳細につきましては、財政状況、また各事業の優先順位などを考えまして、今後実施してまいりますので、実施した段階でまた御評価いただければなと思っております。

続きまして、自治体の長として持つべき視点はという御質問でございますけれども、非常に本質を捉えた質問であり、難しい質問だなと感じました。そこで、私、言葉の一言一句を法律なり辞書なりで調べてみました。

まず、自治体、地方公共団体ということでございますけれども、地方自治法第1条の2に、「地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域にお

ける行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする」とございます。次に、「視点」という言葉でございますが、こちらは辞書をひもときますと、対象を見るときの立脚点、立場、姿勢とございました。また一方で、視線が注がれるところ、どこを見ているかという意味もございました。本件の場合は、誰を対象にしているかということであるかと思っております。

そこで、質問の回答でございますが、町長としての姿勢なんですけども、川西町の住民の皆様の福祉の増進、つまり、地域で暮らす人々の幸せや地域の豊かさを向上させる、また、地域の皆さんの日々の暮らしを応援するために、特定の地域や特定の人たちだけでなく、高齢者、障害を持たれている方、子ども、女性、若者など、全ての町民に対して、多数者の利益のために少数者を犠牲にすることのないよう、公平公正に職務を務めてまいりたい、このように考えておる次第でございます。

以上でございます。

議 長（森本修司君） 芝議員。

11番議員（芝 和也君） まず、まちづくり全体についてであります。とりあえずは活気をつけていくという意味合いからも、町長御自身、企業誘致等々に活力の矛先と申しますのか、持っていく方向、これを見ておられるなというふうには感じているんですけれども、その辺、実際企業誘致という点で申しますと、まちづくりの観点で、町長御自身、メリットの認識はどのようにお持ちか、伺いたいと思います。

議 長（森本修司君） 町長。

町 長（竹村匡正君） 御質問の企業誘致のメリットでございますが、まず第1に、企業を誘致することによって直接税収が増えることと申します。第2に、誘致した企業に住民の皆さんが雇用されることによって雇用の機会を確保するということが挙げられます。また、進出した企業に雇用された人々や進出した企業で働いている従業員の皆様によって周辺地域の消費が喚起される、それによってまちが活性化されるということが挙げられると思います。

私は、先ほど述べましたように、地方公共団体の長の責務は福祉の増進ということだと考えております。企業を誘致することによって、今述べましたメリットが受けられ、さらに皆様に還元することができると考えておりますので、こちらについても福祉の増進政策と並行して力を入れてまいりたいと思っております。

以上です。

議 長（森本修司君） 芝議員。

11番議員（芝 和也君） いいところに目をつけてはるというふうに関心しました。感服と申しますか、要はそこやと思うんです。今、景気が悪いですから、なかなか所得税のほうは上がってきませんけれども、固定資産税は確実に入りますし、町長が言われましたように、地域の雇用につながるという点が大事だと思うんです。

ただ、現実的に申しますと、固定資産税は入りますけれども、地域の雇用ということでは、働く皆さんが、移転してこられる企業が新たな立地の場合は別として、これまでのところは、ここへそのまま来られますので、工場も働く皆さんも一緒に移ってきられますから、一定の地域雇用は生まれるんですけれども、なかなかそれがいかない。今度の唐院小学校跡地の日野自動車も、それに似たような傾

向がありまして、新たな生産ラインができるようになりますと雇用ということになりますけれども、既存の車の販売店が郡山市から川西町に移ってくるということになっていますので、その辺の見きわめ、誘致の中身の見きわめというのはそういうできるものではないと思うんですけども、その辺が目をつけておかんとあかん点かなと感じているんです。

同時に、本町の場合、出てきました企業に対して、一定規模の企業に対しては固定資産税相当分の免除措置をやるという制度を設けております。それはやはり町長が言われたように消費を喚起し、その地域が活性化していく、それに火をつけていくためにそういう措置をとって誘致を促す、こういうことなんですけれども、同じように、御商売をされている皆さんが、あるいは新たに——町長の場合は転職して町長になられましたけれども、そういうふうになら新たに自ら起業しようという方があらわれた場合、その規模に関係なく、起業しはった人に対して同じ制度を乗せていくことによって、雇用につながって地域の活性化ということが起こってくると思うんですけども、その辺の視点については町長として——今、パーッとしゃべってしまいましたので、どうお感じになったかわかりませんが——いかがお持ちか。そういう地域の活性化ということに関しては、規模に関係なく、起業者も含めて、町が促している意味合いからも同等の施策を打つべきではないかと、かように考えるんですけども、いかがでありますでしょうか。

議 長（森本修司君） 町長。

町 長（竹村匡正君） 芝議員がおっしゃられた、規模に関係なく企業を誘致すべきではないかという御質問でございますけれども、企業規模によって雇用者数が変わったり、町に納める税収が変わったり、あと、設備の規模によって固定資産税の収入が変わったり、地域社会に波及する消費活動等々も違ってくるかとは思いますが。その辺を勘案して、企業誘致の工場地に誘致するかどうかについては、また関係部局と相談しながら進めてまいりたいと思いますので、ひとつ御理解いただければと思います。

議 長（森本修司君） 芝議員。

11番議員（芝 和也君） 了解です。若干意味合いが、ちょっと説明も悪いので。規模に関係なく誘致というよりは、住んでる人が起業しはる場合、なりわいで商売をしはりますけれども、規模に関係なく、業を起こさはったら当然店の子を雇うということになると、雇用に関連して、その方の固定資産税相当分を大手の企業が来たときと同じように対象にしたかどうかという話でありましたので、また頭の中に置いておいてもらえたらというふうには思いますが、ぜひ検討をよろしく願い申し上げます。

それから、まちづくりで、町長の活力プランの中でも人口増ということに視点を当ててはると思うんですけども、言うてみますと、日本全体の人口が下がってきていますから、そこの住民サービスの内容によって、住む人が、あこがええな、ここがええなということから、子育てするんやったらここやとか、老後を過ごすんやったらここやとか、店で言いますと、いろんな魅力あるメニューをそろえて、それによって転入者を迎える、これが一つの策ではないかと、かように思います。同時に、先

ほどの誘致の話で言いますと、働く皆さんが勤め先の足元の自治体に今言ったようなそろったメニューがあると、「ほな、もう通ってこんと、ここに住んで、ここから会社へ行こうか」と、こういう流れに関連してくるかと思えます。そういう点では、自治体の長として持つべき視点で、地方自治法第1条の2の福祉の増進に――要するに、改定前の地方自治法第2条にはもっとわかりやすく書いてあって、とにかく自治体の仕事は何と何と何やみたいなきき方で、誰が読んでもわかるように書いていましたけれども、その福祉の増進に努めるといふことに力点を置いていく、企業誘致からの税収の流れもそういうところに使っていきたいという話でありました。そういう点では、子育て施策とか高齢者対策とか、いわゆる扶助費全般の使い方になりますけれども、拡充をさせていきながら、その辺の魅力ある川西町の発展という方向に近づけたらと思うんです。

個々の取り組みは別として、扶助費としてそういった予算の使い方、配分の仕方ということで拡充に力を入れたいという思いをお持ちだと思いますが、その辺の思いをお聞かせいただきたいと思えます。

議 長（森本修司君） 町長。

町 長（竹村匡正君） 先ほども申し上げましたとおり、地方公共団体の目的は地域住民の皆様の福祉の増進でございますので、これは大きな到達点として考えております。ただ、その到達点に対しまして、いろいろ手段なりルートがあると思えます。まずは関係部局と財政状況、また優先順位を考えながら対応してまいりたいと思っております。芝議員とも多分同じ思いではあるかと思えますが、福祉の増進については最終的な到達点だと考えております。

以上です。

議 長（森本修司君） 芝議員。

11番 議員（芝 和也君） 最終的な到達点、了解です。目指すところは最終的な到達点になってくるかと思えますが。人口がどんどん減少していったら、だから、まちづくりに力を入れていくと。主に4つの方面から力を入れていながら活気をつけていって、企業も呼んできて、人口流入も迎えて、そして人口増に向かっていこうと、こういう大きなプランと思うんです。

そういう点で、最終的な到達点という話になりましたけれども、人を呼んでくる中に、いわゆる自治体のメニューでありますとか、誘致策の中身でありますとか加わってくるかなと、こういうふう思うんですけれども、そこら辺のバランスですね。確かに最終的な到達点ですが、力点をどこに置きながら持っていくのかというのは、経路が幾つもあるように感じますが、その辺、竹村町長としてはどうあるべきか。持つべき視点の中でも基本に触れておられたと思うんですけれども、要するに、政治というのは、力のある者は自分で何とかしますけど、そうでない者はなかなかそうはいきませんので、そういう点でいうと、みんなから集まってきた税金を何にどういうふう配分していくのか、その配分の割合の決め方によって中身が大分変わってくる、こういう世界だと私は感じておりますので、その辺の配分の町長の視点を持っていくところはいかがお持ちか、もう一度重ねてお伺いいたします。

議 長（森本修司君） 町長。

町長（竹村匡正君） 芝議員のおっしゃることはよくわかりましたので、今後しっかり検討してまいりたいと思っております。ありがとうございます。

以上です。

議長（森本修司君） 芝議員。

11番議員（芝 和也君） 御検討をぜひよろしくお願いいたします。これからの町長との質疑の中でも、また、実際にお伺いしていろいろ話を進めていく過程でも出てくるかと思いますが。基本は、地方自治というのは、憲法の中でも恒久平和ですとか国民主権、基本的人権とか議会制民主主義とか、そんなんと並んで5原則の一つに上げられていますし、読んで字のとおり、その地方を自ら治める、こういうことから、みんなで知恵を出し合いながら、行政の担う者、議会で提案する者、地域に住んでる住民の皆さん、みんなが一丸となって知恵を出し合いながらやっていくものだと思いますので、そのコーディネートを長としてぜひうまく酌み上げながら進めていていただきますように期待を申し上げまして、私の質問とさせていただきます。

ありがとうございました。

議長（森本修司君） これをもちまして、一般質問を終わります。

これより議事に入ります。

お諮りいたします。

日程第5、認定第1号より、日程第18、同意第4号までの各議案につきましては、既に招集通知とともに配付しております関係上、各位におかれましては熟読願っておりますので、この際、議案の朗読を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（森本修司君） 異議なしと認め、議案の朗読を省略します。

日程第5、認定第1号、平成24年度川西町一般会計・特別会計決算についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

町長。

町長（竹村匡正君） それでは、今議会に上程いたしました議案等の提案要旨につきまして御説明いたします。

まず、日程第5、認定第1号、平成24年度川西町一般会計・特別会計決算についてでございます。平成24年度川西町歳入歳出決算書の1ページを御覧ください。

平成24年度一般会計決算につきましては、歳入決算額43億4,002万9,363円、歳出決算額42億5,713万3,803円、歳入歳出差し引き額8,289万5,560円となっており、これを翌年度へ繰り越ささせていただきたいと思っております。

2ページに移っていただきまして、この繰越額8,289万5,560円から翌年度へ繰り越すべき財源として繰越明許費繰越額2,002万1,000円を差し引きいたしまして、実質収支額は6,287万4,560円となるものです。

その他の特別会計を含めまして、詳細につきましては会計管理者から説明いたし

ます。

議長（森本修司君） 寺澤会計管理者。

会計管理者（寺澤伸和君） それでは、引き続きまして、一般会計の歳入についてより御説明いたします。3ページをお願いします。

第1款町税、予算現額12億1,201万6,000円に対しまして、収入済額は12億3,026万3,053円で、この収入済額は歳入決算額の28.3%であります。

第2款地方譲与税、予算現額2,780万円に対しまして、収入済額は2,707万3,036円であります。

第3款利子割交付金、予算現額380万円に対しまして、収入済額は363万2,000円あります。

第4款配当割交付金、予算現額210万円に対しまして、収入済額は415万7,000円あります。

4ページに移っていただきまして、第5款株式等譲渡所得割交付金、予算現額80万円に対しまして、収入済額は100万1,000円あります。

第6款地方消費税交付金、予算現額、収入済額ともに同額の7,901万7,000円あります。

第7款自動車取得税交付金、予算現額530万円に対しまして、収入済額は881万円あります。

第8款地方特例交付金、予算現額、収入済額ともに同額の683万9,000円あります。

第9款地方交付税、予算現額、収入済額ともに同額の14億8,864万4,000円で、この収入済額は、歳入決算額の34.3%であります。

第10款交通安全対策特別交付金、予算現額、収入済額ともに同額の86万8,000円あります。

第11款分担金及び負担金、予算現額4,144万8,000円に対しまして、収入済額は4,022万780円あります。

第12款使用料及び手数料、予算現額7,608万4,000円に対しまして、収入済額は7,109万1,040円あります。

第13款国庫支出金、予算現額4億3,912万6,000円に対しまして、収入済額は4億274万2,371円で、この収入済額は歳入決算額の9.3%であります。なお、収入未済額3,565万2,000円は、翌年度への繰り越し事業分であります。

第14款県支出金、予算現額2億3,972万4,000円に対しまして、収入済額は2億2,651万3,318円あります。

第15款財産収入、予算現額6,233万5,000円に対しまして、収入済額は6,233万2,335円あります。

第16款寄附金、予算現額11万円に対して、収入はございませんでした。

第17款繰入金、予算現額2,121万5,000円に対しまして、収入済額は2,108万9,567円あります。



6 ページに移っていただきまして、第 18 款繰越金、予算現額 7,603 万 6,000 円に対しまして、収入済額は 7,603 万 6,293 円であります。

第 19 款諸収入、予算現額 2,936 万 6,000 円に対しまして、収入済額は 3,018 万 7,570 円であります。

第 20 款町債、予算現額 7 億 5,491 万 2,000 円に対しまして、収入済額は 5 億 5,951 万 2,000 円であります。

以上、歳入合計は、予算現額 45 億 6,954 万円に対しまして、調定額 44 億 4,564 万 556 円、収入済額 43 億 4,002 万 9,363 円で、不納欠損額は 387 万 127 円、収入未済額は 1 億 174 万 1,066 円であります。

次に、歳出の各款について御説明いたします。7 ページをお願いいたします。

第 1 款議会費、予算現額 9,504 万円に対しまして、支出済額は 9,305 万 4,894 円であります。

第 2 款総務費、予算現額 7 億 8,758 万 6,000 円に対しまして、支出済額は 7 億 7,378 万 9,649 円で、翌年度繰越額は 930 万 6,000 円あります。

第 3 款民生費、予算現額 9 億 4,027 万 1,000 円に対しまして、支出済額は 9 億 1,602 万 7,070 円あります。

第 4 款衛生費、予算現額 2 億 3,397 万円に対しまして、支出済額は 2 億 2,974 万 5,990 円あります。

8 ページに移っていただきまして、第 5 款農商工業費、予算現額 4,298 万 3,000 円に対しまして、支出済額は 3,866 万 9,556 円で、翌年度繰越額は 30 万円あります。

第 6 款土木費、予算現額 3 億 6,903 万 7,000 円に対しまして、支出済額は 3 億 2,570 万 1,913 円で、翌年度繰越額は 3,344 万円あります。

第 7 款消防費、予算現額 1 億 8,610 万 2,000 円に対しまして、支出済額は 1 億 8,564 万 2,522 円あります。

第 8 款教育費、予算現額 11 億 7,198 万円に対しまして、支出済額は 9 億 5,496 万 3,382 円で、翌年度繰越額は 2 億 722 万 7,000 円あります。

第 9 款公債費、予算現額 7 億 1,922 万円に対しまして、支出済額は 7 億 1,918 万 8,498 円あります。

第 10 款諸支出金は、予算現額 2,035 万 1,000 円に対しまして、支出済額は 2,035 万 329 円あります。

第 11 款予備費、予算現額 300 万円に対しまして、支出はございませんでした。

以上、歳出合計額は、予算現額 45 億 6,954 万円に対しまして、支出済額は 42 億 5,713 万 3,803 円あります。歳入歳出差し引き残額 8,289 万 5,560 円を平成 25 年度へ繰り越しました。

次に、財産に関する調書について御説明いたします。107 ページをお願いいたします。なお、ここでは、決算年度中に主な増減のあった物件のみ報告させていただきます。

1. 公有財産、(1) 土地及び建物につきましては、学校で、旧唐院小学校跡地の売却により、土地で 1 万 4,670 平方メートル、建物で非木造 3,362 平方メー

トルの減となっております。

都市公園では、借地であった美の城公園用地を購入したことにより、210平方メートルの減となっております。

次に学童保育所で、川西小学校用地に新設しました非木造215平方メートルを計上したことによるものであります。

ページをめくっていただきまして、(2)有価証券につきましては、増減はございません。

(3)出資による権利につきましては、山辺広域振興基金出捐金で、山辺広域行政組合消防庁舎建設事業の財源に充当するため、2,990万1,000円の減額でございます。

109ページに移っていただきまして、2.物品につきましては、パーソナルコンピュータ15台を購入いたしました。

ページをめくっていただきまして、3.基金につきましては、取り崩しを、住宅新築資金等運用基金で763万9,957円、自治振興基金で852万8,000円、川西町立学校施設整備基金で1,000万円を行いました。積み立てにつきましては、財政調整基金6,236万8,000円、減債基金1億500万円、地域福祉基金78万4,000円、介護給付費準備基金990万1,033円、自治振興基金4,500万円、平成24年度に設置しました川西町まちづくり基金には5,600万円を積み立てました。また、川西町まちづくり基金を除く各基金の利息分600万2,838円の積み立てがございました。

以上で一般会計の説明を終わります。

続きまして、国民健康保険特別会計の決算について御説明いたします。112ページの実質収支に関する調書をお開きください。

国保会計の歳入決算額は10億9,604万1,944円、歳出総額は10億5,542万8,162円で、歳入歳出差し引き額4,061万3,782円が実質収支額であります。

次に、歳入の各款について御説明いたします。113ページをお願いいたします。

第1款国民健康保険税、予算現額2億648万7,000円に対しまして、収入済額は2億776万278円で、この収入済額は歳入決算額の19.0%であります。

第2款使用料及び手数料は、予算現額3万円に対しまして、収入済額は5万950円であります。

第3款国庫支出金、予算現額2億2,762万3,000円に対しまして、収入済額は2億2,752万5,531円で、この収入済額は歳入決算額の20.8%であります。

第4款療養給付費等交付金、予算現額6,991万8,000円に対しまして、収入済額は7,334万5,499円あります。

第5款前期高齢者交付金、予算現額2億6,748万円に対しまして、収入済額は2億6,566万697円で、この収入済額は歳入決算額の24.2%であります。

第6款県支出金、予算現額5,991万5,000円に対しまして、収入済額は5,

991万1,048円であります。

次のページに移っていただきまして、第7款共同事業交付金、予算現額1億3,925万7,000円に対しまして、収入済額は1億3,925万8,365円で、この収入済額は歳入決算額の12.7%であります。

第8款財産収入、予算現額20万2,000円に対しまして、収入済額は20万2,544円であります。

第9款繰入金、予算現額9,684万4,000円に対しまして、収入済額は7,533万2,000円であります。

第10款の繰越金は、予算現額4,437万5,000円に対しまして、収入済額は4,437万5,463円であります。

第11款諸収入、予算現額35万3,000円に対しまして、収入済額は261万9,569円であります。

以上、歳入合計は、予算現額11億1,248万4,000円に対しまして、調定額11億5,934万401円、収入済額10億9,604万1,994円で、不納欠損額149万6,400円、収入未済額は6,180万2,057円であります。

次に、歳出の各款について御説明いたします。115ページをお願いいたします。

第1款総務費、予算現額2,679万9,000円に対しまして、支出済額は2,486万6,477円であります。

第2款保険給付費、予算現額7億3,163万5,000円に対しまして、支出済額は6億9,642万4,705円であります。

第3款後期高齢者支援金等、予算現額1億2,372万6,000円に対しまして、支出済額は1億2,372万5,098円であります。

第4款前期高齢者納付金等、予算現額13万円に対しまして、支出済額は12万8,890円であります。

次のページに移っていただきまして、第5款老人保健拠出金、予算現額6,000円に対しまして、支出済額は5,798円であります。

第6款介護納付金、予算現額5,247万5,000円に対しまして、支出済額は5,247万2,290円であります。

7款共同事業拠出金、予算現額1億2,551万9,000円に対しまして、支出済額は1億2,551万2,952円であります。

第8款保健事業費、予算現額1,517万1,000円に対しまして、支出済額は1,483万6,255円であります。

第9款基金積立金、予算現額20万3,000円に対しまして、支出済額は20万2,544円であります。

第10款の諸支出金は、予算現額1,758万5,000円に対しまして、支出済額は1,725万3,153円であります。

第11款予備費、予算現額1,923万5,000円に対しまして、支出はございませんでした。

以上、歳出合計は、予算現額11億1,248万4,000円に対しまして、支出済額は10億5,542万8,162円あります。歳入歳出差し引き残額4,06

1万3,782円を平成25年度へ繰り越しました。

以上で国民健康保険特別会計の説明を終わります。

続きまして、後期高齢者医療特別会計決算について御説明いたします。144ページの実質収支に関する調書をお開きください。

後期高齢者医療特別会計の歳入総額は1億50万7,036円、歳出総額は1億50万7,036円で、歳入歳出差し引き額0円が実質収支額であります。

次に、歳入の各款について御説明いたします。145ページをお願いいたします。

第1款後期高齢者医療保険料、予算現額7,138万4,000円に対しまして、収入済額は7,108万8,250円で、この収入済額は歳入決算額の70.7%であります。

第2款使用料及び手数料、予算現額1万2,000円に対しまして、収入済額は3,300円であります。

第3款繰入金、予算現額3,619万円に対しまして、収入済額は2,781万4,100円で、この収入済額は歳入決算額の27.7%であります。

第4款の繰越金は、予算現額、収入済額ともにございませんでした。

第5款諸収入、予算現額285万円に対しまして、収入済額は160万1,386円であります。

以上、歳入合計は、予算現額1億1,043万6,000円に対しまして、調定額1億90万1,186円、収入済額1億50万7,036円で、不能欠損額3万3,900円、収入未済額は36万250円であります。

次に、歳出の各款について御説明いたします。146ページをお願いいたします。

第1款総務費、予算現額480万5,000円に対しまして、支出済額は444万2,936円であります。

第2款後期高齢者医療広域連合納付金、予算現額1億234万9,000円に対しまして、支出済額は9,429万7,506円であります。

第3款保健事業費、予算現額256万3,000円に対しまして、支出済額は156万4,494円であります。

第4款諸支出金は、予算現額31万9,000円に対しまして、支出済額は20万2,100円であります。

第5款予備費、予算現額40万円に対しまして、支出はございませんでした。

以上、歳出合計は、予算現額1億1,043万6,000円に対しまして、支出済額は1億50万7,036円、歳入歳出差し引き残額は0円であります。

以上で後期高齢者医療特別会計の説明を終わります。

次に、介護保険事業勘定特別会計の決算について御説明いたします。156ページの実質収支に関する調書をお開きください。

介護保険事業勘定特別会計の歳入総額は6億4,724万9,589円、歳出総額は6億3,301万2,144円で、歳入歳出差し引き額1,423万9,375円が実質収支額であります。なお、うち464万3,109円を、地方自治法第233条の2の規定に基づき、基金に繰り入れさせていただきました。

次に、歳入の各款について御説明いたします。157ページをお願いいたします。

第1款保険料、予算現額1億3,690万円に対しまして、収入済額は1億3,641万4,600円で、この収入済額は、歳入決算額の21.1%であります。

第2款使用料及び手数料、予算現額5,000円に対しまして、収入済額は9,550円であります。

第3款国庫支出金、予算現額1億4,289万1,000円に対しまして、収入済額は1億3,953万6,874円で、この収入済額は歳入決算額の21.6%であります。

第4款支払基金交付金、予算現額1億7,203万9,000円に対しまして、収入済額は1億7,265万円で、この収入済額は歳入決算額の26.7%であります。

第5款県支出金、予算現額9,335万9,000円に対しまして、収入済額は9,616万3,396円で、この収入済額は歳入決算額の14.9%であります。

第6款財産収入、予算現額13万8,000円に対しまして、収入済額は13万9,002円であります。

次のページに移っていただきまして、第7款繰入金、予算現額9,585万9,000円に対しまして、収入済額は9,180万804円で、この収入済額は歳入決算額の14.2%であります。

第8款繰越金、予算現額1,034万9,000円に対しまして、収入済額は1,034万9,313円であります。

第9款諸収入、予算現額4,000円に対しまして、収入済額は18万6,050円であります。

以上、歳入合計額は、予算現額6億5,154万4,000円に対しまして、調定額6億4,945万5,489円、収入済額6億4,724万9,589円で、不能欠損額67万円、収入未済額は153万5,900円であります。

次に、歳出の各款について御説明いたします。159ページをお願いします。

第1款総務費、予算現額1,507万4,000円に対しまして、支出済額は1,359万5,566円であります。

第2款保険給付費、予算現額5億8,915万円に対しまして、支出済額は5億8,418万8,212円であります。

第3款地域支援事業費、予算現額2,301万1,000円に対しまして、支出済額は2,042万3,169円であります。

次ページに移っていただきまして、第4款基金積立金、予算現額1,468万7,000円に対しまして、支出済額は539万6,926円であります。

第5款諸支出金、予算現額950万6,000円に対しまして、支出済額は940万6,314円であります。

第6款予備費、予算現額11万6,000円に対しまして、支出はございませんでした。

以上、歳出合計は、予算現額6億5,154万4,000円に対しまして、支出済額は6億3,301万214円であります。歳入歳出差し引き残額1,423万9,375円のうち基金に積み立てた残額959万6,266円を平成25年度へ繰り越しました。

以上で介護保険事業勘定特別会計の説明を終わります。

続きまして、介護保険介護サービス事業勘定特別会計の決算について御説明いたします。182ページの実質収支に関する調書をお開きください。

介護保険介護サービス事業勘定特別会計の歳入総額は1億2,140万151円、歳出総額は1億2,121万8,353円で、歳入歳出差し引き額18万1,798円が実質収支額であります。

次に、歳入の各款について御説明いたします。183ページをお願いいたします。

第1款サービス収入、予算現額1億2,165万9,000円に対しまして、収入済額は1億2,100万2,729円で、この収入済額は歳入決算額の99.7%であります。

第2款県支出金、予算現額42万7,000円に対しまして、収入済額は39万6,422円であります。

第3款諸収入、予算現額2万円に対しまして、収入済額は1,000円であります。

以上、歳入合計は、予算現額1億2,210万6,000円に対しまして、調定額1億2,153万2,374円、収入済額1億2,140万151円で、収入未済額は13万2,223円あります。

次に、歳出の各款について御説明いたします。次の184ページをお願いします。

第1款総務費、予算現額2,676万1,000円に対しまして、支出済額は2,618万6,821円あります。

第2款サービス事業費、予算現額9,426万1,000円に対しまして、支出済額は9,424万7,532円あります。

第3款基金積立金、予算現額、支出済額ともに同額の78万4,000円あります。

第4款予備費、予算現額30万円に対しまして、支出はございませんでした。

以上、歳出合計は、予算現額1億2,210万6,000円に対しまして、支出済額は1億2,121万8,353円あります。歳入歳出差し引き残額18万1,798円を平成25年度へ繰り越しました。

以上で介護保険介護サービス事業勘定特別会計の説明を終わります。

続きまして、住宅新築資金等貸付事業特別会計の決算について御説明いたします。192ページの実質収支に関する調書をお開きください。

住宅新築資金等貸付事業特別会計の歳入総額は3,545万3,970円、歳出総額は5,274万150円あります。歳入歳出差し引き額で歳入不足額1,728万6,180円が実質収支額であります。

次に、歳入各款について御説明いたします。193ページをお願いします。

第1款県支出金、予算現額、収入済額ともにございませんでした。

第2款繰入金、予算現額、収入済額ともに同額の908万7,000円あります。

第3款の繰越金はございません。

第4款諸収入、予算現額2,818万5,000円に対しまして、収入済額は1,

086万6,013円で、この収入済額は歳入決算額の30.6%であります。

第5款財産収入、予算現額1,000円に対しまして、収入済額は957円であります。

第6款町債、予算現額、収入済額ともに同額の1,550万円であります。

次のページに移っていただきまして、以上、歳入合計は、予算現額5,277万3,000円に対しまして、調定額1億4,206万2,069円、収入済額3,545万3,970円で、収入未済額は1億660万8,099円であります。

次に、歳出の各款について御説明いたします。次の195ページをお願いいたします。

第1款土木費、予算現額、支出済額ともに同額の144万8,000円であります。

第2款公債費、予算現額3,080万1,000円に対しまして、支出済額は3,076万8,461円であります。

第3款の前年度繰上充用金、予算現額2,052万4,000円に対しまして、支出済額は2,052万3,689円であります。

以上、歳出合計は、予算現額5,277万3,000円に対しまして、支出済額は5,274万150円であります。歳入歳出差し引き歳入不足額1,728万6,180円は、地方自治法施行令の規定に基づき、翌年度歳入金の繰り上げ充用により全額補填いたしております。

以上で住宅新築資金等貸付事業特別会計決算の説明を終わります。

続きまして、公共下水道事業特別会計の決算について御説明いたします。202ページの実質収支に関する調書をお開きください。

公共下水道事業特別会計の歳入総額は3億8,830万7,050円、歳出総額は3億8,820万7,050円で、歳入歳出差し引き額は10万円になります。翌年度へ繰り越すべき財源としての繰越明許費繰越額が10万円のため、実質収支額は0円であります。

次に、歳入の各款について御説明いたします。203ページをお願いいたします。

第1款使用料及び手数料、予算現額9,980万3,000円に対しまして、収入済額は9,984万円で、この収入済額は歳入決算額の25.7%であります。

第2款国庫支出金、予算現額300万円に対しまして、収入済額は288万に7,000円あります。

第3款繰入金、予算現額1億5,475万8,000円に対しまして、収入済額は1億5,212万9,770円で、この収入済額は歳入決算額の39.2%であります。

第4款諸収入、予算現額5万7,000円に対しまして、収入済額は25万280円あります。

第5款町債、予算現額1億3,370万円に対しまして、収入済額は1億3,320万円あります。

以上、歳入合計は、予算現額3億9,131万8,000円に対しまして、調定額4億74万9,130円、収入済額は3億8,830万7,050円で、不能欠損額

325万3,300円、収入未済額は918万8,750円であります。

次に、歳出の各款について御説明いたします。次の204ページをお願いします。

第1款公共下水道事業費、予算現額1億535万2,000円に対しまして、支出済額は1億295万6,016円で、翌年度繰越額は60万円であります。

第2款公債費、予算現額2億8,566万6,000円に対しまして、支出済額は2億8,525万1,034円であります。

第3款の予備費は、予算現額30万円に対しまして、支出はございませんでした。

以上、歳出合計は、予算現額3億9,131万8,000円に対しまして、支出済額は3億8,820万7,050円であります。歳入歳出差し引き残額10万円を平成25年度へ繰り越しました。

以上で平成24年度川西町一般会計並びに特別会計の決算について御説明を申し上げましたが、細部につきましては各会計の事項別明細書によりまして御審議の上、認定賜りますようお願い申し上げます、説明を終わります。

議長（森本修司君） 説明が終わりましたので、この決算書案につきまして過日会計監査が行われましたので、木村監査委員の報告を求めます。

木村監査委員。

監査委員（木村 衛君） 平成24年度一般会計及び特別会計の決算監査の御報告を申し上げます。

去る8月7日に、堀監査委員とともに、地方自治法第233条第2項の規定により、平成24年度川西町一般会計及び特別会計の歳入歳出決算につきまして、会計管理者に必要な調書の提出を求め、関係帳簿及び証拠書類を対照しながら説明を受け、厳正なる審査を実施いたしました結果、各会計の予算の執行状況並びに現金の出納・保管、資金の運用につきましては、地方自治法並びに関係法令に抵触するところもなく、適正に行われているものと認めましたので、御報告申し上げます。

議長（森本修司君） 監査報告が終わりましたので、ただいまより総括質疑に入ります。

総括質疑通告により、3番 伊藤彰夫君。

3番議員（伊藤彰夫君） ただいまの決算書ではないですけども、報告のほうで質問させていただきます。

報告第9号におきまして、川西町土地開発公社の経営状況報告についてございましたが、これを見てみますと、かつては公共用地先行取得という重要な役割を担ってききましたが、近年の報告内容はほとんど変わりがございません。今後この公社について存続させていくのであれば、新たな事業見込みとかがあるのでしょうか、お尋ねいたします。

議長（森本修司君） 森田部長。

総務部長（森田政美君） 土地開発公社についてでございますけども、現在のところは1筆を保有しているのみで、実質休眠状態にあります。

今後の土地開発公社の動向についてでございますが、現在、町が計画しております企業の誘致や近鉄結崎駅前整備におきまして土地開発公社の活用も想定されますことから、現状のまま保持したいと考えております。しかしながら、安易な土地の



先行取得につきましては財政上の負担も伴うおそれがあることから、その取り扱いについては慎重に行わなければならないと考えております。

議長（森本修司君） 11番 芝和也君。

11番議員（芝和也君） それでは、承認第1号の24年度の一般会計決算並びに各特別会計の決算についてであります。その中で、一般会計で財政運営全般にわたってと地域交通、それから住宅新築資金の特別会計で1点お伺いいたします。順次お伺いいたします。

まず、一般会計の財政運営全般にわたってでありますけれども、町長も就任後、一連のこれまでの運営経過等を御覧になっていることと存じますが、この庁舎を皮切りに一連の町内の関連施設の整備がこの間続いてまいりまして、現在建設中の学校建設で一区切りという状況になってきております。その間、財政運営におきましても、多大な起債を起している時期もありましたので、一定の財政の硬直化、そういった時期もあったわけでありまして、それらも順調に推移いたしまして、おおむね今日の状況を迎えているということでありまして、

それら全般にわたって、これまでの起債の起こし方から財政の支出に関して、全体の流れを通じて、町長ご自身、一連の財政運営に関してこれまでの取り組みをどのように御覧になっているか、御所見をお聞かせいただきたいと存じます。

また、今後におきましても引き続き社会資本整備等、町内に架かります橋梁等、順次強化をしていかんとあきませんけれども、それらの整備を含めまして、先ほどの一般質問のやりとりでもありましたように、扶助費関係においても、その中身において手当の増額等々、いろいろと取り組みの中身の拡充が求められているところであります。いずれにしましても、こういった今後の財政運営の基本、ここら辺をどういうふうに見据えておられるのか、財政全般にわたりまして、町政運営の、今度は財政運営の観点から、24年度の決算を閉じるに当たっての基本姿勢をお伺いしたいと存じます。

よろしく申し上げます。

議長（森本修司君） 町長。

町長（竹村匡正君） 本件につきましては、まずは担当部長より御説明申し上げたいと思います。

議長（森本修司君） 森田総務部長。

総務部長（森田政美君） それでは、私のほうからは、24年度の決算の状況について御説明させていただきます。

まず、今決算を町財政の安定度という観点で見させていただきますと、当然のこととはいえ、歳入歳出において実質収支6,287万円の黒字を見ているところでございます。加えまして、公債費におきましては2億5,611万円の繰り上げ償還を行い、さらに、今後の安定的な財政運営や自治会支援を行えるように、財政調整基金、減債基金及び自治振興基金に約2億1,467万円、また、まちづくり基金を造成し、5,600万円を積み立てしたところでございます。

一方、歳入面におきましても、町税の伸びなどによって繰り上げ償還については減債基金を取り崩すことなく、また、公園用地の購入につきましても、当初予定し

ておりました土地開発基金を取り崩すことなく実施することができました。また、小学校建設に係る町債の借り入れにつきましても、当初予定していた学校教育施設整備事業債以外に、充当率の面でも交付税算入の面でもはるかに有利な緊急防災・減債事業債を借り入れることができ、また、当該建設に係る国庫負担金についても、当初見込みより倍近い、当初3億3,000万円を変更で6億1,000万円に増額があったため、8,700万円程度の歳入増となり、一般財源の負担を軽減することができました。概括すれば、起債の残高を減少させ、なお一般財源負担を軽減でき、それらをもって基金も増額させることができたということでございます。

ちなみに、起債残高につきましては、平成22年度末で約43億2,000万円、平成23年度末で約38億9,000万円、平成24年度末では前年度より約3億円増の借入を行ったにもかかわらず、約37億9,000万円と、1億円の減少が見られます。また、基金の総額につきましても、平成22年度末では23億、平成23年度末では25億、平成24年度末では27億6,000万円と、2億6,000円増加させております。このことは、中長期的な観点からは今後の町財政の安定的な運営の基礎になるものと考えております。これらは不要不急の経費の軽減及び税収等の改善によるものかと考えておりますが、今年度決算に限らず、ここ数年の決算につきましても、額の多少はあるものの、このよう良好な状態を保っているというふうに思っております。

以上です。

議 長（森本修司君） 町長。

町 長（竹村匡正君） 議員の御質問の本町の財政運営につきまして私の視点とのごとでございましたが、これにつきましては、基本的に2つあるかと存じております。

1つ目としましては、基礎的財政収支、プライマリーバランスの状況を良好に維持できているかどうかという視点でございます。具体的に申しますと、税収、地方交付税及びその他法で制度化されている交付金、いわゆる経常的な一般財源収入で人件費や福祉サービス、扶助費または起債の償還、公債費、行政全般にわたるランニングコスト、物件費などを余裕を持ってあがなえる状態で運営しているかどうか、いわゆる経常収支比率を健全に保ちながら財政運営ができているかどうかを見ていかなければならないと思っております。

2つ目といたしましては、学校建設や道路、下水道などのインフラ整備といった投資的支出は、住民の教育、交通など生活環境を良好に保つため実施する必要がございます。また、それら多くの事業の実施に際しましては、適切な補助制度や後年度負担の原則に基づく起債などの財源措置がございますし、事業の内容によりましては、起債の償還にかかわりましても、その一部が交付税に算入されるという制度もございます。このように、インフラ整備などの投資的な事業につきましては、このような制度をでき得る限り有効に使いながら、経常的な収支を圧迫しないように計画的に行っていけるかどうかということがもう1つの視点であると思っております。これが実質公債費率や将来負担比率を良好に保つということにもなっていくと思っております。

このように、基礎的な財政指標を安定して良好に保つことで、医療費や保育・教

育などにおいてもその時々により必要となる住民の皆様の要望に機動的に応えられ、地域の商工業が元気で、子どもやお年寄りが暮らしやすく、質の高い地域文化を維持していく環境を整えていけるというのが財政運営の基本姿勢であると考えております。

このような視点をもとに24年度の決算状況を見ますと、財政全体の硬直度を示す経常収支比率は81.4%、起債等が財政にどれだけ負担を与えるかを示す実質公債費比率は11.6%と、24年度決算に限れば、まずは健全な状況を示しているのではないかと考えられます。

しかしながら、同決算においては、川西小学校建設の1期工事半ばの状況の決算でございまして、次年度以降につきましても、同校の2期工事、島の山古墳の整備、駅前周辺整備や地域公共交通への対応など、多額の財政負担を必要とする事業への対応を迫られております。このような状況を踏まえれば、中長期的な観点では、実質公債費比率などの財政指標にも良好でない影響を及ぼしかねないと危惧いたしております。そうならないためにも、各種の事業については事業効果を検証し、スクラップ・アンド・ビルドで見直し、直接支出する経費だけでなく、それにかかわる人件費なども含めたトータルコストを考えていくという姿勢を保ち続けていきたい、そして、大規模な事業には基金などを有効に活用して、社会保障などに関する財源を確保しながら、持続可能な行財政運営を目指していきたいと考えているところでございます。

また、事業の執行につきましても、より効率的でより効果的な形を常に考えながら実施していきたいと思っております。

その他、国債残高が1,000兆円を超える状況でもございます。内外とも不透明、不安定な要素もございますので、今後とも財政規律の維持に配慮しながら、必要な事業につきましても着実に実施してまいりたいと思っております。

今後とも議員各位におかれましては、御理解、御協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上です。

議長（森本修司君） 芝議員。

11番議員（芝 和也君） 森田部長のほうから、当該年度の財政の概括状況について説明いただきまして、町長から、町長の基本的な視点についてのお話があったかと存じます。基本的に、一般的に自治体財政のいろんなことが書いた本を読みますと、御説明のとおりのような視点を持って、大体バランスをとって見ていかんとあかんと、こういう話が出ているところが中心でありますし、ちょうど当該年度の決算状況からいきますと、本町の状況もずっと好転してきている中での決算ということでありましたので、数年前と比べますと大分状況が変わってきています。そういう点では、一般的な財政のことについて書いてある本の分析の仕方と、うちの現在の財政状況というのはちょうどええ時期ではなかったかなと、こういうふうにも思っています。

ところが、このバランスを保ちながら行こうとしますと、やっぱり町長がおっし

やったように、計画の合理性とか妥当性、コスト的にはどうなのかというふうなことも当然出てきまして、全体に反映しながらのバランスを考えてという運営になるんですけれども、なかなか自治体の財政運営は、そういうバランスをとりながらというのは、行きながらも厳しいところも当然出てきますから、浮き沈みもしてくることもあると思いますし、また、国の影響というのも、とりわけ地方団体にとっては影響を受けるというのもいたし方ない側面だというふうに思います。

ですから、基本はそういうことに置かれながらも、やっぱりやるべきことはやる。こういう状況になってきても、住民の皆さんにとっての一番もととなる行政主体が地方自治体、市町村、川西町ということになるわけですから、その川西町の取り組みとして住民の皆さんに行っている施策としてやるべきことは、どういう状況になってきても絶対にここは譲れないというものは持って運営していかんことには、財政指標を気にしていると、こっちの取り組みの中身の調整、浮き沈みみたいなものが出てくるというふうに私は感じますので、視点の持ち方としては、その辺も考慮に入れた持ち方が必要ではないかと、かように考えます。

その点で、御存じのとおり、「国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない」というのが憲法25条の条文でありますけれども、これは全ての行政に当てはまるものだと思いますし、これは、平たく言えば、憲法で法律や取り組みにどんなたがをはめているかといいますと、先ほども言いましたけども、集めたお金をどう分配するかということで、その分配の中には、暮らしや、町長がおっしゃっていた福祉の増進、そういうところにまずは使う、残ったお金でほかのことをせえというのが、この憲法25条の精神にほかならないと、私はかように考えています。

財政運営の視点として、バランスを保ちながら、町長の観点からおっしゃいましたけれども、自治体運営というのは実際に浮き沈みがいっぱいありますから、厳しくなってくるときもあれば好転してくるときもありますけれども、そういう厳しくなってきたときでも絶対譲れない暮らしの部分については、しっかりとした視点を持って臨む必要があると、かように考えますが、その点、町長としてはどのようにお考えになりますか。再度お尋ねをいたします。

議 長（森本修司君） 町長。

町 長（竹村匡正君） 我が町でも、高齢化の進展に伴いまして、今後社会保障費が増大してくることが十分に考えられます。そのためにも持続可能な行財政運営を目指していく上でも、一方で税収の増加も図りながら、一方でそういったことにも対応していく必要がございますので、バランスを考えながら住民の皆さんにそういったことを還元できるような体制を整えてまいりたいと考えておりますので、御理解をよろしく願います。

以上です。

議 長（森本修司君） 芝議員。

11番議員（芝 和也君） それでは、一般会計の2点目ですが、地域交通についてであります。

当該年度、長年の懸案でありました地域交通、コミュニティバスの取り組みが年度半ばから試行という形で実施をされ、今日に至っているところでありまして、その内容は、順調に進展を見ているところでありまして、御利用の皆さんを初めとして、この取り組みは待ち望まれていた問題でもありますから、そういう点では担当課を含め、行政の取り組みとしては功を奏した取り組みになっていると、私自身は思っているところでありまして。

そこで、この取り組みに関して議論を重ねる中で出ていた問題で、いわゆるバス方式と、もう一つ、乗合タクシー方式、デマンドタクシー方式の検討の話も出ていたわけですが、デマンドについては、全国的な取り組みでの流れとしては、コミバスから乗合タクシー形式に変わってきて、それがどんどん取り組みが広がる中、当初なかなか行き届かかったシステムがどんどん改善されてきて、結構密なシステムになってきていて、取り組みの当初に比べると、今日では大分活用のしやすい内容に変わってきているというのが現状であるわけでありまして。

この辺の導入に向けて、移動手段を確保するという地域交通の対策、町長御自身としてはどのように展望されていくのか、また、そういった検討課題として上がってきた乗合タクシーの問題をどのようになさるのか、その辺のところをお聞かせいただきたいと存じます。

議 長（森本修司君） 町長。

町 長（竹村匡正君） 本件につきましても、まずは担当部長より御説明申し上げたいと思います。

議 長（森本修司君） 坂口理事。

理 事（坂口 歩君） 地域交通についてでございます。議員のおっしゃるように、昨年11月からコミュニティバスの試行運行、本年4月からは実証運行を実施してまいりました。利用実績といたしましては、昨年度は1カ月当たり延べ500人程度の利用でございましたけれども、今年度は、バス停の増設あるいは運行本数を増やしたりということもあわせて、1カ月当たり延べ700人の方に御利用いただいているところでございます。昨年度と比較いたしますと、約3割から4割程度の利用増となっております。コミュニティバスにつきましては、住民の生活に欠かすことのできないものになりつつあるというように考えております。

平成24年度の奈良県におきます調査結果から読み取りますと、県内の29の自治体で、本町と同じようにコミュニティバスが運行されているようです。かねてより議員お述べの乗合タクシーの形式につきましては、予約が必要ということについては依然変わらないシステムになっておりまして、この予約が必要なことなどから、特に高齢者の方々には手続が若干煩雑になっているということで、普及が進んでいないというように聞いておりまして、県内でも5つもしくは6つの自治体での導入となっておりますのでございます。

タクシー形式を導入するとした場合には、使い勝手をいかに改善できるかという部分について精査する必要があるというように考えております。

以上でございます。

議 長（森本修司君） 町長。

町 長（竹村匡正君） 移動手段の確保策に対する私の所見を申し上げます。

コミュニティバスの運行状況につきましては、先ほど理事から説明があったとおりでございます。本町の住民の皆さんにとって欠かすことのできない公共交通になりつつあると考えております。高齢等により移動手段を持てなくなった人や自分で移動ができなくなった人、また、もともと車や自転車に乗れない人などの利便性をどう確保していくのかということがポイントだと考えておりまして、今後引き続きコミュニティバスを地域の公共交通として充実させてまいりたいと考えておる次第でございます。

なお、議員がお述べのデマンドタクシーについてでございますが、本年度実施いたします川西町公共交通運行計画策定業務におきまして、町内在住の15歳以上の全住民にアンケート調査を実施し、コミュニティバスに関する意見を聞く予定をしております。その結果をもとに、地域公共交通会議において今後の方向性を協議したいと思っております。町民の皆さんにとって一番利用しやすい方法を考えていきたいと、こう思っておる次第でございます。

以上です。

議 長（森本修司君） 芝議員。

11番議員（芝 和也君） 必要性については今後もそれらの充実に努めていくと、こういうことでありましたので、そういった住民の皆さんの移動手段をいかに確保するべきかということについては、きちんと据えていくという話であったかと思えます。

問題は、それはどういう方法をとっていくかということですが、デマンドタクシー、乗合タクシーの形式というのは、言われているように予約は絶対必要になりますから、そこが利用者の皆さんにとってどうマイナスになるのかどうかというのが一つのポイントという説明でもありましたし、県内団体はまだまだ利用が少ないという状況でもありますが、現在のバス方式でいきますと、ダイヤの時間が組まれているというのと、乗り降りのバス停が決められているという運行形式になっているのが一つの特徴です。デマンドタクシーのほうは、ドアからドアというのが一つの特徴です。予約ができるかできないかということで、予約のできない皆さんをどう克服していくか、そこは検討課題が残ると思えますが、大体系現在のシステムでいうと、従前は前日に予約して次の日ですから、なかなか間尺に合いませんけども、今は、導入しているところはほとんど、当日、大体乗る1時間から30分前、これが基本に変わってきていますから、実際利用する側にとっては、「すみません、お願いします」ということが言える皆さんには大丈夫なんですけど、問題はそこがどうなのかという話です。

そういう点で、システムそのものもどんどんそのように改善されてきていますので、そういう点では、アンケートで意向を伺うということは非常に大切なことではありますが、しかし、実際どういうものなのかということが皆わかりませんので、そこに対しては設問の組み立て方も難しいですし、答えるほうも、こういうもんかということで答えるということになりますので、そこら辺の取り組みというのは、状況をつかむ側にとっても、答える側にとっても一つの難しさがついて回ってくる問題だというふうに思います。

そういう点で、取り組む側がしっかり中身を勉強しながら、つぶさに伝えていって、そういう情報に基づいた返答というような形にしていって検討していくというふうにならないことには、なかなか検討のサンプルとしては、実際に実情に合うものが上がってくるかどうかというのはわかりません。検討していくということでもありましたので、そこら辺も含めた、さらに生かせる中身になるような方向でぜひ検討していってほしいというふうに思いますし、乗合タクシーそのものについて、取り組みとしては町長自身、率直に、バス方式と乗合タクシー方式、どう思っているのか。検討の中身は、同じサンプルをとるんやったら生かせるサンプルということをお願いをすると同時に、率直なところをお聞かせいただきたいと思います。

議長（森本修司君） 町長。

町長（竹村匡正君） バス形式と乗合タクシー形式という件でございますけども、現在、川西町ではコミュニティバスを昨年11月に運行開始した状況でございますので、まだ状況について検証していく段階でございますので、まずはこちらについて運行させて検証させつつ、今後については、デマンドタクシーについては導入されている近隣市町村の状況などを確認し、芝議員のお考えも含めまして検討してまいりたいと考えております。

以上です。

議長（森本修司君） 芝議員。

11番議員（芝 和也君） 次に、承認1号の3点目ですが、住宅新築資金の決算についてであります。

これは、担当からこれまでの流れ、経緯をお聞きのことと存じますが、いずれにしても、住宅新築資金の貸付制度をやっていく中で生まれてきた回収の残額の問題であります。その貸付金に対する返済が滞るという問題が生じていまして、町が貸し付けたお金が滞ってきている、町は銀行からお金を借りて住民に貸し付けてますから、長から銀行への返済はきちんと約束どおりに続けられている。こういう流れの中で、借りた人から町への返済が滞っているという一連の流れがある中で、処理としては、要するに返済されてくるお金よりも返していくお金のほうが多くなってきているので、そういう点で、会計処理は来年の分から先に借りておいて繰り上げ充用して、それで会計的には処理をしていっているという流れが続いてきているということでもあります。これをうて返していきますので、結局、返ってくるお金、入ってくるお金が足らんようになって、最終的には滞ってるお金は焦げついて、税金で穴埋めをするということになりますので、こういう一連の流れについては、結局税金の支出に対して、住民からすればいわれのない支出ということになっていくことにつながりますので、その辺、住民説明を十分にしながら、処理の仕方としてはこうならざるを得ないということで理解と合意を得ていくということが、執行する者にとっては当然必要であると、かように考えるところであります。

それについて、これから住民に対してどういう事務処理をされていくのかということと、今お話ししました、非常に漠とした話ですのでわかりづらいでしょうが、お聞きをいただいていることと存じますが、これまでの一連の会計処理について町長としてはどう御覧になっているか、お聞かせいただきたいと存じます。

議長（森本修司君） 町長。

町長（竹村匡正君） こちらにつきましても、まずは担当部長から御説明させていただきたいと思います。

議長（森本修司君） 松本産業建設部長。

産業建設部長（松本雅司君） それでは、私のほうから、会計処理について御説明させていただきます。

今、芝議員のおっしゃられた税金投入ということでございますが、ニュアンス的には芝議員も繰り上げ充用という内容は御存じで、今の段階では、税金というよりも次年度の資金の貸付金を充てるということでございますので、一般会計からの繰入金としての投入はしておりませんので、遅ればせながら資金を回収したお金で賄っているという状況でございます。

ただ、芝議員が危惧されるのは、今のところそうやっておおむね滞りなく納めている方がおられる場合はちゃんと入ってきますが、その方が完納されて、あと残り、滞りがちの人とか滞納した方が残る場合、繰り上げ充用できない場合は、一般会計から繰り入れるということもあろうと私自身は考えております。

それと、住民への説明でございますが、今年、回収組合で事務に取り組んでいただきまして、当初389件の貸付金のうち6件の完納がございまして、338件となりました。それと、今まで償還に応じてくれていなかった滞納者が、今度、組合の交渉によりまして、5件が交渉に乗っていただくという形になりましたので、それも組合の実績があるということで、もう一度回収の状況を見きわめまして、回収のほうに力を注ぎたいと考えておりますので、いましばらく、はっきりするまではということで、住民説明はまだ時期尚早かなという考えでございます。

以上でございます。

議長（森本修司君） 町長。

町長（竹村匡正君） 処理方法につきましては、ただいま部長が述べたとおりでございます。最終的な形がはっきりしないうちは、中途半端な形で住民に説明することになりますので、説明するときは、しかるべきときにはしかるべき形で説明を行いたいと、こう考えておる次第でございます。

以上です。

議長（森本修司君） 芝議員。

11番議員（芝 和也君） 繰り上げでおさまってる間はともかくとして、そこが詰まってしまった後、しかるべきときにはどうするのかということで、そのときにはしかるべき対応をしたいと、こういうお話だったかというふうに思います。

確かに完納に向けて数字はだんだんと回収されていってまずけれども、結局、動いていない数字として、長期にわたって滞納している件数のところが動いていずに、24年度末でいいますと、元金で5,000万円、利子を含めると6,000万円強の金が基本的には長期滞納ということで残ってますから、ここが焦げつきになってくるかなというふうに私としては思っているところであります。

現在、24年度決算年度の末で町が返済しているお金の残金は、あと3,300万円ほどになってきていますので、要するに回収すべき金が入ってきてたら十分返



済できるだけの金はありますけども、その辺のバランスのところかなとは思いますが、そこら辺は十分見きわめてもらってると思います。言われましたように、きちんと明確になって、いざというときになれば、執行する前に流れも含めてきちんと説明をいただけるものと思いますので、よろしく願いいたします。

議 長（森本修司君） これをもちまして総括質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

質疑が終わりましたので、討論を省略し、各関係委員会に付託することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（森本修司君） 異議なしと認めます。よって、本案件は、総務・建設経済、厚生各常任委員会に付託します。

日程第6、認定第2号、平成24年度川西町水道事業会計決算についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

町長。

町 長（竹村匡正君） 次に、日程第6、認定第2号、平成24年度川西町水道事業会計決算についてでございます。水道部長から説明いたします。

議 長（森本修司君） 福本水道部長。

水道部長心得（福本哲也君） それでは、認定第2号、平成24年度川西町水道事業会計決算について御説明申し上げます。

決算書の10ページをお開きください。営業面の会計であります収益的収入及び支出の状況でございます。

収入としましては、第1款水道事業収益の予算額合計2億2,248万6,000円に対し、決算額は2億1,180万3,000円の収入でございます。次に、支出といたしましては、第1款水道事業費用の予算額合計2億6,811万4,000円に対し、決算額は2億6,525万2,000円の支出でございます。

次に、12ページをお開きください。収支の状況について、損益計算書として消費税抜きものを記載しております。

1.営業収益1億9,581万2,000円に対し、2.営業費用2億3,127万6,000円で、差し引き営業利益は3,546万3,000円の損失となりました。3.営業外収益595万円に対し、4.営業外費用1,553万円で、差し引き958万円の損失となり、営業収支、営業外収支を合わせました経常収支については、4,504万4,000円の損失となりました。また、5.特別損失(1)過年度損益修正損として1,158万7,000円を計上したため、当年度純利益は5,663万2,000円の損失となりました。この明細につきましては、18ページから22ページにかけて記載しておりますので、よろしく願いします。

次に、5ページをお開きください。収益的収支に係る業務実績につきまして、前年度との比較を掲載しております。

給水人口は前年度とほぼ変わりのない8,862人ですが、料金の対象となる年間有収水量が、平成23年度の95万7,000立米から平成24年度94万3,0

00立米と、1万4,000立米の減少となりました。これは、全体的な使用水量の減少に加え、大口需要家の1件で使用料が著しく減少したためでございます。この結果、大口需要家の使用料が437万円の減少となったため、前年度に比べ496万円の減少となりました。

6ページをお願いします。

支出について、23年度と比較して主な増減は、減価償却費5,990万8,000円で、1,486万5,000円の増加となりました。また、委託料1,884万2,000円は、前年度比687万円の増加で、これは24年度に水道台帳を整備したためのものです。また、受水費6,420万5,000円は、638万5,000円の増加となり、県水の受水量の増加によるものです。また、資産減耗費1,998万4,000円は、新会計制度導入に係る固定資産台帳の整備によるものです。

浄水場内の施設については老朽化してきていることから、維持管理につきましては、安全性、機能性を見きわめた上で交換時期を検討するなど、状態を点検しながら必要に応じた修理を行い、経費の節減に努めてまいりたいと考えております。

次に、11ページをお開きください。主として建設改良及び企業債に関する会計であります資本的収入及び支出会計でございます。

収入といたしましては、第1款資本的収入の予算額合計712万5,000円に対し、決算額は942万5,000円の収入でございます。工事負担金の決算額942万5,000円は、前年度に比べ540万7,000円の減少で、結崎、下永地区における新規住宅開発が一段落したためのものでございます。また、前年度については緊急遮断弁工事に対する国庫補助金1,620万円を収入していたため、資本的収入合計決算額は前年度比で2,130万4,000円減少となっております。

次に支出といたしましては、第1款資本的支出の予算額合計1億587万8,000円に対し、決算額は1億420万9,000円の支出でございます。前年度に比べ2,060万4,000円の減少となりました。資本的収入の合計額942万5,000円に対し、支出額1億420万9,000円で、収支差し引きはマイナス9,478万4,000円となり、この収支の不足額につきましては、過年度分損益勘定留保資金9,478万4,000円で補填し、決算処理を行いました。

資本的収支会計の業務実績について説明いたします。4ページをお開きください。

建設改良費7,573万4,000円のうち主な工事としまして、浄水場内の配水池の内面塗装工事として6,704万3,000円を支出しました。また、大和御所道路大和川水道管添架及び布設工事の設計費として388万5,000円を支出しました。また、浄水施設の維持管理としまして、GMB前場外井戸ポンプ取替工事配水209万円、原水空気接触ファン設備取替工事105万円を支出しました。

7ページをお願いします。

建設改良費以外の支出といたしましては、企業債の償還におきまして、24年度につきましては2,847万5,000円を支出しました。

以上、平成24年度川西町水道事業会計決算の概要を説明いたしました。

御審議の上、認定を賜りますようお願い申し上げます。私からの説明を終わります。

議 長（森本修司君） 説明が終わりましたので、この決算書案につきまして、過日会計監査が行われましたので、木村監査委員の報告を求めます。

木村監査委員。

監査委員（木村 衛君） 平成24年度水道事業会計の決算監査の報告を申し上げます。

去る8月7日に、堀監査委員とともに、地方公営企業法第30条第2項の規定により、平成24年度川西町水道事業会計決算につきまして、水道部長に必要な調書の提出を求め、関係帳簿及び証拠書類を対照しながら説明を受け、その内容について厳正なる審査を実施いたしました結果、会計の予算執行状況並びに現金の出納、保管、資金の運用などにつきまして、地方公営企業法を初めとする関係法令に抵触することもなく、適正に行われているものと認めましたので、御報告申し上げます。

議 長（森本修司君） 監査報告が終わりましたので、ただいまより総括質疑に入ります。

総括質疑通告により、11番 芝和也君。

11番議員（芝 和也君） それでは、毎回この会計処理においてお伺いしている問題ですが、いわゆる加入分担金の処理を収益収入ではなく資本収入のほうで処理をしているという流れが続いてきています。これは、当然、住民が水道を引くときに支払うものでありますから、水の売り上げ、営業収益として処理するべきではないか、そういう会計処理の仕方をこれまで申してきたところでありまして、町長はこの件に関してどういうふうな処理方法が妥当と考えておられるか、その辺の方途と御所見をお伺いしたいと思います。

議 長（森本修司君） 町長。

町 長（竹村匡正君） 本件については、担当部長より御説明申し上げます。

議 長（森本修司君） 福本水道部長。

水道部長心得（福本哲也君） 水道水を皆様の御家庭にお届けするためには、さまざまな施設が必要になります。水道使用者の皆様を支払っていただいている水道料金には、この建設費用も含まれているため、以前から水道を使用している皆様には、この建設費用を負担していただいていることになります。ところが、新規に水道を使用しようとする方は、今までの建設費用を負担していませんので、以前から水道を使用している皆様との不公平を生じることになりますので、公平性の確保の意味から、新規に水道を使用しようとするお客様については、使用メーターの口径に応じて分担金をいただいております。給水分担金は、そういった施設整備に係る収入であるということで、水道事業会計の資本的収入及び支出で会計処理を今までしてきたところでありまして。

平成26年度から新地方公営企業会計制度を導入され、会計基準が大きく変更がなされることになっております。また、本町の水道整備率は100%で、施設の大規模な整備は一段落していることから、平成26年度予算からは収益的収入及び支出において計上する予定をしております。

よろしく申し上げます。

議 長（森本修司君） 芝議員。

11番議員（芝 和也君） 基本的には26年度から収益的収入で処理をすると、こういう

ことであったかと存じます。会計制度そのものを変更されていくということであり  
ますし、いずれにしましても、当該年度は住民監査請求もされましたけれども、水  
道会計全体の中で、勉強不足から生じるそういった台帳の不都合、不合理、これが  
ありまして、その処理を行っている年でもあります。そういうことから、いずれに  
しましても過去を洗って、その原因をつかんで、新たなシステムを導入して会計処  
理の方法も変えていこうということを出発する一環でこれは取り組まれるものかな  
というふうには期待をするところであります。

そういう経過があった年でもありますので、そういう点でいうと、未回収という  
のは、新会計システムを導入して今後運営していく中でもおのずと出てくるものだ  
というふうに私は思いますが、問題は、その中身がどうなのかということがとりわ  
け問われてくる問題だと思えます。ですから、過去においても未回収が残っている  
ということの累額がこの決算書にも出ていますけれども、いずれにしましても、残  
っている未回収、これから出てくるであろう未回収、その未回収金の中身、その見  
きわめが水道管理者としても問われてくることになろうかというふうに思えます。

要は、支払う能力はあるけれども払っていないのか、とてもやないけど払われへ  
んで払わんようになっていくのか、そこら辺を、公営企業として民間企業にはない  
自治体の持つ含みとして見きわめをしながら未回収の処理には当たっていくべきも  
のというふうに私は考えるところではありますが、未回収の中身等については、その  
辺の見きわめもし、そして残る場合は、「これこれ、こういうことで残ります。過  
去の分も残っているものの中身はこういうことです」ということを議会にもつまび  
らかにし、住民の皆さんにも明らかにしながら明朗に会計運営していくことが、こ  
れをきっしょにしてスタートしていくということは欠かせないと思えますが、その  
辺、町長として、これから運営される管理者としての心構えと、その辺の処理の仕  
方の方策、未回収の中身の見きわめの問題等々についてお尋ねをいたします。

議 長（森本修司君） 町長。

町 長（竹村匡正君） 芝議員がおっしゃいましたとおり、現状の未回収分の中身、ま  
た、今後発生するであろう未回収分の中身については、しっかり精査した上で、支  
払い能力の有無という点も勘案しまして、しっかり対応してまいりたいと思っ  
ております。

今後につきましてもそういった形で担当部局としっかり対応してまいりたいと思  
っております。（「議会や住民の皆さんにその中身を明らかにするということにつ  
いてはどうですか」と芝和也君呼ぶ）

仮に不能欠損というようなことになった場合には、その辺についてもしっかり議  
会に御説明をさせていただきたい、このように思っております。

以上です。

議 長（森本修司君） これをもちまして総括質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいまの決算認定についての討論を省略し、総務・建設経済委員会に付託する  
ことに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（森本修司君） 異議なしと認めます。よって、本案件は、総務・建設経済常任委員会に付託します。

次に、日程第7、議案第51号、平成25年度川西町一般会計補正予算についてより、日程第16、議案第60号、消防ポンプ自動車の購入についてまでの10議案を一括上程したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（森本修司君） 異議なしと認め、一括上程いたします。

当局の説明を求めます。

町長。

町 長（竹村匡正君） それでは、日程第7議案第51号、平成25年度川西町一般会計補正予算について説明いたします。

歳出の部でございます。人件費の補正につきましては、人事異動等に伴うものがございます。人件費を除く主なものとしまして、11ページをお開き願います。

款2.総務費 項1.総務管理費 目3.財産管理費におきまして、役場庁舎のバリアフリー化に対応するためのトイレへの手すり設置や洋式化に要する経費600万円の追加、目9.諸費におきまして、自治総合センターの助成事業を活用し、川西町自治連合会が整備する圧力釜ほかコミュニティ活動備品の整備に関する助成金234万9,000円の増額、12ページに移りまして、項2.徴税費におきまして、法人住民税修正申告による還付金並びに還付加算金317万円の増額をお願いするものがございます。

15ページをお開き願います。

款3.民生費 項1.社会福祉費 目7.後期高齢者医療費におきまして、前年度実績に伴う療養給付費負担金の精算金等として201万円の増額をお願いするものがございます。

17ページをお開き願います。

款4.衛生費 項1.保健衛生費 目2.予防費におきまして、本年度から助成を開始いたしました風疹ワクチン等接種費用助成として35万円の追加、人件費と差し引きし、326万4,000円の減額をお願いするものです。

21ページをお開き願います。

款8.教育費 項2.小学校費におきまして、川西小学校の学校備品の充実を図るため300万円の追加、22ページに移りまして、項4.中学校費におきまして、式下中学校組合繰越金、余剰額精算に伴う現年度分担金1,376万8,000円の減額をお願いするものです。

次に、歳入の部でございます。8ページをお開きください。

款13.国庫支出金におきまして、次世代育成支援対策事業が、本年度から国の事業が県へ移管されたことにより、400万円の減、款14.県支出金 項2.県補助金 目2.民生費県補助金 節1.社会福祉費補助金におきまして、当初町単独事業として予算計上していましたがぬくもりの郷施設整備工事が、活力あふれる市町村応援補助事業に採択されたことにより、1,029万6,000円の増額、節3.児童福祉費補助金におきまして、保育士等処遇改善臨時特例事業の追加並びに次世代

育成支援対策事業が安心子ども基金事業として国から県へ事務移管されたことにより、562万4,000円の増額でございます。

款16.寄附金につきましては、新栄電設工業株式会社から、川西小学校の備品等の整備資金として寄附いただきました寄附金300万円の追加をお願いするものです。

9ページに移りまして、款18.繰越金につきましては、前年度からの繰越金が確定したことから、1,137万4,000円の増額をお願いするものです。

款19.諸収入につきましては、川西町自治連合会が整備する圧力釜ほかコミュニティ活動備品の整備に関する自治総合センターからの助成金等275万2,000円の増額をお願いするものです。

款20.町債でございますけれども、臨時財政対策債の発行可能額が当初予算を下回りましたことから、1,888万円を減額させていただいております。

以上により、歳入歳出それぞれ1,044万2,000円の増額補正をお願いするもので、これにより、平成25年度の一般会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ58億8,074万4,000円となります。

次に、議案第52号、平成25年度川西町国民健康保険特別会計補正予算についてでございます。

歳出の部でございます。人件費につきましては、一般会計同様、人事異動等に伴うものでございます。人件費以外の主なものといたしまして、8ページをお開きください。

款10.諸支出金におきまして、平成24年度退職者療養給付費並びに療養給付費負担金の実績に伴う返還金等として1,054万3,000円を増額するものでございます。

続きまして、歳入の部でございます。5ページを御覧願います。

款9.繰入金 項2.基金繰入金でございますが、財源調整のため446万7,000円の減額をお願いするものです。

款10.繰越金につきましては、前年度の繰越金が確定したことから、1,342万4,000円の増額をお願いするものです。

6ページに移りまして、款11.諸収入につきましては、実績が確定したことから、老人保健拠出金還付金が発生し、104万4,000円の増額を行うものです。

以上により、歳入歳出それぞれ778万9,000円の増額補正をお願いするもので、これにより、平成25年度川西町国民健康保険特別会計予算の総額は、10億9,304万3,000円となります。

次に、議案第53号、平成24年度川西町後期高齢者医療特別会計補正予算についてでございます。

これにつきましては、人事異動等に伴う人件費の補正となっており、歳入歳出それぞれ11万4,000円の減額補正をお願いするもので、これにより、同会計予算の総額は、1億1,251万円となります。

次に、議案第54号、平成25年度川西町介護保険事業勘定特別会計補正予算についてでございます。

歳出の部でございます。

人件費につきましては、一般会計同様、人事異動等に伴うものでございます。人件費以外の主なものといたしまして、6ページをお開きください。

款5.諸支出金につきましては、前年度実績が確定したことから、償還金として959万5,000円の増額をお願いするものです。

歳入の部でございます。4ページをお開きください。

前年度の繰越金が確定したことにより、959万5,000円の増額をお願いするものです。

以上により、歳入歳出それぞれ978万1,000円の増額補正をお願いするもので、これにより同会計の総額は、7億4,820万8,000円となります。

次に、議案第55号、平成25年度川西町介護保険介護サービス事業勘定特別会計補正予算についてでございます。

歳出の部でございます。

人件費につきましては、一般会計同様、人事異動等に伴うものでございます。人件費以外の主なものといたしまして、5ページをお開きください。

款3.基金積立金につきましては、人件費の減に伴う余剰金を地域福祉基金に積み立てるもので、147万1,000円の増額をお願いするものです。

歳入の部でございます。4ページをお開きください。

前年度の繰越金が確定したことにより、18万1,000円の増額をお願いするものです。

以上により、歳入歳出それぞれ18万1,000円の増額補正をお願いするもので、これにより同会計の予算総額は、1億2,932万3,000円となります。

次に、議案第56号、平成25年度川西町公共下水道事業特別会計補正予算についてでございます。

これにつきましては、人事異動等に伴う人件費の補正となっており、歳入歳出それぞれ18万4,000円の増額補正をお願いするもので、これにより、同会計予算の総額は、3億3,843万6,000円となります。

以上が平成25年度補正予算関係でございます。

続きまして、条例改正について御説明いたします。

日程第13、議案第57号、川西町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の一部改正について、並びに日程第14、議案第58号、川西町介護保険条例の一部を改正する条例の一部改正についてでございます。

議案第58号の2枚目「条例の概要」をお開き願います。

これらの条例の改正は、地方税法の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令及び施行規則の一部を改正する省令が交付されたことに伴う改正で、現在の低金利の状況を踏まえ、納税者等の負担を軽減する観点から行われる国税の見直しに合わせ、延滞金の利率を引き下げるものでございます。

続きまして、日程第15、議案第59号、川西町立幼稚園保育料及びバス使用料徴収条例の一部改正についてでございます。3枚目の「条例の概要」をお開き願います。

右の欄の概要を御覧ください。内容といたしましては、バス使用料については、現状において軽減補助を実施していないため削除し、保育料の軽減補助については、生活保護世帯、住民税非課税世帯及び住民税所得割非課税世帯に属する園児及びその保護者をその軽減補助対象としているため、条例において明確に表示するものでございます。

次に、日程第16、議案第60号、消防ポンプ自動車の購入についてでございます。

川西町消防団第2分団の消防ポンプ自動車を更新するに当たり、その予定額が条例で定める額である700万円を超えることから、地方自治法第96条第1項第8号の規定に基づきまして、議会の議決を求めるものでございます。

以上でございます。何とぞよろしく御審議賜りますよう、お願い申し上げます。

議長（森本修司君） 説明が終わりましたので、ただいまより議案第51号より議案第60号までの総括質疑に入ります。

総括質疑通告により、11番 芝和也君。

11番議員（芝和也君） それでは、25年度の補正予算の関係では一般会計で2点、それから、議案第59号、幼稚園の保育所及びバス使用料徴収条例の一部改正について並びに議案第60号、消防ポンプ自動車の購入について順次お伺いいたします。

まず、一般会計であります。予算の執行状況でお伺いいたします。

1つは、駅前整備についてであります。

けさほど来も議論になっている問題でありましたが、現在駅前整備を進めている渦中にある結崎駅の駅員さんの朝晩の配置の引き揚げ、これが近鉄から示唆されておりまして、今年末に実施する旨と話は聞いておりますけれども、当然これに対する対応策を講じる必要があると存じますし、また、本町が進めています周辺整備事業やこれから先の構想等へも一定の影響が懸念されるところであります。これら一連の取り組みについて、まずは町長としてどのようにお感じになっているか、御所見をお伺いしたいと存じます。

議長（森本修司君） 町長。

町長（竹村匡正君） 本件につきましては、担当部長より御説明申し上げます。

議長（森本修司君） 坂口理事。

理事（坂口歩君） まず、近鉄結崎駅係員の省人化について御説明申し上げます。

本年3月期の近畿日本鉄道株式会社の決算説明会の資料によりますと、安全を前提に、需要減の環境下でも利益を確保できる体制の構築として、おおむね1日の乗降3,000人以下の駅を対象に駅無人化を進めており、全294駅中の32%に当たる94駅を無人化する計画で運営体制の見直しを行っているようで、平成24年9月の奈良県議会の地域交通対策等特別委員会においても議論が行われたところでございます。

結崎駅につきましては、平成24年11月13日の調査によりますと、1日乗降人員が4,227人となっており、駅無人化の対象にはなってはおりませんが、経営合理化の一環として、早朝・夜間には駅員が無配置となる省人化が計画されているところでございます。



省人化が実施されますと、高齢者、障害者、子どもたち等の利便性及び安全性の低下が懸念されます。また、利用者や住民の皆様にも大きな不安を与えるものと考えております。また、現在検討を進めております駅周辺整備事業につきましても、この省人化を視野に入れた計画に変更する必要があるというふうに考えております。

議 長（森本修司君） 町長。

町 長（竹村匡正君） 先ほど理事から説明がございましたとおり、このたび近畿日本鉄道株式会社が、鉄道事業の経営合理化の一環として駅係員の無配置化及び省人化を進めており、結崎駅においては、平成25年12月下旬に、早朝・夜間に駅員が無配置になる予定と聞いております。このままでは、高齢者、障害者、子どもたち等の利便性及び安全性の低下が懸念され、住民や利用者にも大きな不安を与えるものと考えております。

よって、磯城郡3町長名で、近鉄樫原線の駅係員無配置化の撤回及び省人化の見直しに関する要望書を作成し、田原本町の寺田町長、三宅町の志野町長と私の3名で、先月、8月27日に近鉄本社に出向き、要望書を提出してまいりました。また、奈良県選出の国会議員5名、衆議院・奥野信亮議員、田野瀬太道議員、小林茂樹議員、高市早苗議員、参議院・堀井巖議員及び国土交通省鉄道局長宛てに、平成25年9月5日付で要望書を提出いたしました。

奈良県県土マネジメント部長からは、近鉄に対し、関係自治体には十分な説明・対応を講じるよう、8月8日付で駅運営管理体制再構築の実施に伴う関係地域への説明状況について、8月28日付で駅係員の勤務時間の短縮について、意見書を提出いただいております。

本町におきましては、現在、結崎駅周辺整備について近鉄と協議を進めており、駅周辺整備のハード整備の面でも省人化のことを想定しながら考えていく必要がございます。今後、近鉄と駅前整備の協議をしていく中で、省人化を見直すよう要望するとともに、省人化が避けられないということであっても、防犯面、安全面については十分配慮してもらえよう交渉していく所存でございます。また、町単独での協議・要望もしてまいりたいと考えておる次第でございます。

以上です。

議 長（森本修司君） 芝議員。

11番議員（芝 和也君） この情報を知り次第、早速各方面に当たってもらっているということでもあります。今議会中になるかどうかわかりませんが、議会としましても、その辺のルールづくりを含めまして、意見書という形で国へ上げられたらとも考えているところでもありますけれども、いずれにしましても、近鉄が決めている方針というのは、そうたやすく覆るものではありませんから、非常に難しいことであろうというふうには思いますが、町長もおっしゃいましたように、結局駅員さんがおられない時間帯の防犯の観点からの安全性と、それから交通の安全性、その辺が皆さんの一番心配されている点でありますので、最終的にはその辺の人員配置は役所が工面せんなん側面もなきにしもあらずかなと私は考えるところであります。

交渉の過程ではいろいろ出てくると思いますし、また、駅前整備についても、そ

の規模をどうしていくのかとか、方途をどうしていくのかというのは、今おっしゃったとおりに再考されていくということでしたけれども、最後はその辺のところは煮詰まってきたら、安全をどう確保するのかというのは自治体の使命かなと考えますが、その辺、町長としてはどう御判断なさいますか、お尋ねいたします。

議 長（森本修司君） 町長。

町 長（竹村匡正君） 芝議員がおっしゃいましたとおりに、防犯面、また踏切、ホームの転落防止等の安全面については十分考えていかなければならないと思っております。この件につきましても、先ほど申し上げましたとおりに、近鉄としっかり交渉してまいる所存でございますので、議員各位におかれましては、ぜひ行政と一体になって御協力願えればと思っておる次第でございます。（「最後の判断というのはどう思われますか。近鉄の交渉の過程で駅員の配置をしないということが確定した後の安全性の確保ということでは、自治体の使命、役場の役割ということについての判断はどう思われますか」と芝和也君呼ぶ）

先ほど芝議員から、人員配置については役所が工面しなければならないのではないかなという御質問がございましたが、これについては、今後どのように対処すべきかどうか、しっかり検討してまいりたいと思っております。

以上です。

議 長（森本修司君） 芝議員。

11番議員（芝 和也君） 続きまして、自然エネルギーの進捗でお尋ねをいたします。

これも先ほど来一般質問でも自治会館に対する話が出ていましたけども、この間、この場で議論を進めていますのは、役場が有する公共施設への自然エネルギーの太陽光パネル等の導入についての話であります。いずれにしても、それらの設置については前向きに考えていきたいということでありましたが、その辺の現時点での進捗状況をお伺いしたいと存じます。

それから、町長御自身のエネルギー源、電気の源となる、その辺の考え方として再生可能エネルギーに対する御所見はどうお持ちか、お聞かせいただきたいと存じます。

議 長（森本修司君） 町長。

町 長（竹村匡正君） まずは担当部長から御説明申し上げます。

議 長（森本修司君） 森田部長。

総務部長（森田政美君） 将来的なエネルギー資源の枯渇や原子力の脆弱を考えましたら、自然エネルギーへの転換というのは不可欠であると考えております。

そこで、公共施設の屋根貸しの件ですけれども、役場の庁舎及び文化会館につきましては、周りの景観に配慮した瓦ぶきであることから、構造上余り適当ではないのかというふうに感じております。また、屋根を貸す場合、今後20年程度は屋根の補修等は控えなければならないことから、事前に屋根等の調査が必要になります。最も設置に適していると思われる施設といたしましては、中央体育館がございますが、この施設につきましても築後30年が経過していることから、前述の調査は必要と考えます。

いずれにいたしましても、町としても取り組んでいかなければならない事業であ

ると十分認識いたしておりますので、環境が整い次第着手したいと考えております。  
議 長（森本修司君） 町長。

町 長（竹村匡正君） 再生可能エネルギーに対する所見ということでございますけども、部長の答弁にもございますとおり、将来的なエネルギー資源の枯渇や原子力の脆弱等を勘案すれば、自然エネルギーへの転換は不可欠であるというのは、私もそのように感じている次第でございます。

公共施設の屋根を事業者を提供するという話でございますけども、先ほども部長から申しあげましたとおり、現在の役場庁舎及び文化会館は瓦ぶきでございますので、現在建設中の小学校も瓦ぶきという状況でございますので、その両方の建物の景観等を考えると、本庁舎に太陽光発電を設置するというのは、その辺も踏まえて検討すべきではないかなと思っておる次第でございます。

また、ほかの公共施設についても屋根の補修等考えなければなりませんし、今後施設のスクラップ・アンド・ビルドなどを考えますと、太陽光発電というのは20年の長期にわたる事業でございますので、その辺の事業者さんの事業リスクなども発生することになると思いますので、その辺も踏まえて慎重に対応していきたい、このように考えております。

以上です。

議 長（森本修司君） 芝議員。

11番 議員（芝 和也君） エネルギーの転換ということについては、自然エネルギー、再生可能エネルギーということで、その利用は進めていくということであったと、基本認識はそういうことであるということだと思います。役場への設置は、いろんなことを含めて慎重に検討していきたい、こういうことであったかと思いますが、いざれにしましても、大本は国の政策にかかってくると思います。今は原発を進めていこう、再稼働していこうという話が続いていますから、なかなか動かへんと思いますが、結局、そこにけりがつけば、エネルギー源を再生可能エネルギーという話になったら、この問題はガッと動いていくかなとは思いますが、ただ、今はそういう意識ある皆さんのレベルで、官民間わず自然エネルギー、再生可能エネルギーの利用が始まっているということであろうと私は思っています。

景観の点で、瓦屋根がどうかというお話でありましたが、確かに小学校もでき上がってきて、トーマン団地のほうから見てても、家並みが全然違和感なく、大きな建物がガバッとあってびっくりするののかといえば、全然そんなことなく、違和感なく映ってますし、三宅のほうから北を臨んだ場合も、寺川の向こう側に川西庁舎があって、ずっと中村の家並みが続いている様子も全く違和感なく、景観としては非常に溶け込んだ形になっていますので、心配はよくわかりますが、これは私の見方ですけれども、既存の屋根につけてはる太陽光パネルの柄を見ても、別に赤とか青とか白とかいうわけではありませんので、そういう点でいうと、景観ということではさほど心配ないかなと。構造的にどうなのか、財源的にどうなのか、その辺のところはわかりませんが、私はかように思っているところであります。

ぜひ慎重に進めたいということでしたけれども、積極果敢に前向きに進めていただきたいと思いますことを重ねてお願いしておきます。

次に、幼稚園保育料ですが、今回3要件、今まで明文化していなかったのが、減免する対象を何と何と何というふうにするという改定でありますけれども、今般の明文化によって出てくる対象というのは、基本的には住民税課税対象者、これは軽減除外ということになっていきます。住民税課税対象者の中の非課税の方が対象ということではありますが、ここら辺、軽減策に関する基本認識について、その辺を除外していることに対する町長の所見をお尋ねいたします。

議 長（森本修司君） 町長。

町 長（竹村匡正君） 本件については、担当部より御説明申し上げます。

議 長（森本修司君） 栗原次長。

教育次長（栗原 進君） 幼稚園の保育料に係る条例改正について、私のほうから説明させていただきます。

今回の条例改正につきましては、従来、川西町立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱により細部を取り決め実施してきたものであります。条例においてもその基準を明示しておくべきとの判断から改正に至ったものであります。

この軽減の対象とする3要件につきましては、国の補助の対象となる基準にのっとして定めているものであり、いわゆる低所得とされる保護者の負担の軽減を図るために、国において対象とされている要件になります。

続いて、住民税課税者に係る軽減策の認識についてということですが、幼稚園保育料の軽減措置につきましては、幼稚園教育の振興を図る観点から、国の要綱に準じ、保護者の所得状況に応じた経済的負担の軽減を図るため実施してきたところでございます。この事業は、国の補助金を一部活用し、国が3分の1、町が3分の2で実施している事業でございます。基本、国の補助基準に合わせた基準をもって今後も取り組んでまいりたいと考えております。

現在、国において所得制限が設けられる可能性があるものの、段階的に保育料の無償化について検討がなされており、平成26年度につきましては所得制限を設けないで、小学校3年生以下の兄弟がいる2人目は半額、3人目は全額軽減を行えるよう、また、助成限度額の大幅な増額について予算要望がなされているところでございます。

教育委員会といたしましては、これからの国等の動向も見ながら、真に軽減が必要と考えられる方が国の施策において取り残されるような場合にあっては、今後その対策について検討してまいりたいと考えています。

よろしく申し上げます。

議 長（森本修司君） 町長。

町 長（竹村匡正君） 次長より御説明がございましたとおり、基本、国の補助基準に合わせた基準をもって今後も取り組んでまいりたいと考えております。

なお、所得割が課税となっている方につきましては、国において所得制限を導入して、段階的な無償化というラインも出ておりますので、今後国の動向について見きわめ、検討してまいりたいと考えております。

真に軽減が必要であると考えられる方が国の施策において取り残される場合にあっては、今後その対策についても検討してまいりたい、このように考えております。

以上です。

議長（森本修司君） 芝議員。

11番議員（芝 和也君） 今の幼稚園保育料ですが、基本は国基準に準じてやっていきたいという話でありました。ただ、ポイントは、それから取り除かれる皆さんにおいて、真に必要やというところは検討をしたいと、こういうことであったかと思いません。来年度以降は栗原次長が示してもらったように、国の方向では無償化に向けた取り組みも一部動いているということです。

いずれにしても、一般的に所得税のかからない皆さんは、基本的には子育てしていくにもいろんな面で負担が相当大変になってくるというのが普通やと思えますし、一般的な統計でも、やっぱり収入のあるなしで結婚の有無、子どもをつくる有無、この辺も相当影響しているというのも統計には出ているところではありますが、そこら辺は町長としてはどうお感じになりますか。いわゆる国税を払うてへん部分については、やっぱり厳しいやろという思いがありますが、いかがでしょうか、お尋ねいたします。

議長（森本修司君） 町長。

町長（竹村匡正君） 芝議員がおっしゃってらっしゃるのは、税金を払っていらっしゃらない方、お納めが困難な方についてのことでございますけども、こちら先ほど申し上げましたとおり、真に軽減が必要であるということが考えられる方については、しっかりと関係部局と協議しながら対応を進めてまいりたい、このように考えておる次第でございます。

以上です。

議長（森本修司君） 芝議員。

11番議員（芝 和也君） 最後、消防ポンプ自動車購入についてであります。

今般、指名業者を3者指名で消防ポンプ車の購入ということで入札が行われまして、株式会社モリタ大阪支店との契約案が提案されていることではありますが、いわゆる入札の方法をとっているということは、競争してもらおうということでもあります。3者指名による入札ということでもありますけれども、その中での競争性の担保についてはどういうふうにお考えになりますか。

また、この価格ですけれども、なかなか普通に売ってあるものではありませんで、特別な車ですけれども、その辺の価格の妥当性についてはいかがお感じになっておられますか。その辺のところをお尋ねいたします。

議長（森本修司君） 町長。

町長（竹村匡正君） 本件につきましては、まずは担当部長より御説明申し上げます。

議長（森本修司君） 森田部長。

総務部長（森田政美君） 3者では競争の担保がということでございますけども、一応総務課といたしましては、事業所3社があれば指名競争入札の競争性の担保は充足されているのかなというふうに考えております。

それと、落札価格につきましても、これも4月に山辺から移譲した部分で、今までは山辺で買っていた分なんですけども、初めて町で消防車を購入するわけなんですけども、山辺で購入されている価格よりも安価で落札できましたので、

これについても充足されていると、かように考えております。

以上です。

議長（森本修司君） 芝議員。

11番議員（芝 和也君） 3者あればええやろと、こういう判断やったかと思えます。ただ、入札規定でいえば、基本5者というのが規定でありますし、普通に考えればわかりますけれども、1者では競争できませんから、2者からは競争になりますけれども、2者よりも3者、3者よりも5者というふうに、やっぱり数が増えるほど競争性というのは確保されていくということになると思えます。ポイントは、何で競争させているのかというのが、自治体が入札を行う上での一番のポイントになってくるかなというふうに思っています。

価格については、山辺の価格と比べながら、妥当な線だということでありましたし、別に普通に市販されてる車ではありませんから、なかなかその辺は難しいところでありますけれども、今回の落札率でいうと95%ぐらいですから、普通の物品の購入でいえば、例えばさきの臨時議会のときの学校の物品購入のときの落札率なんかと比べると随分高くはなっていますけれども、ただ、山辺のそういった一連の流れから町が事務を受け継いでやっているということですので、その辺の妥当性の判断はそうかなとは思いますが。

いずれにしても、競争性が担保されて初めて入札というのは成立すると私は思います。事務としては煩雑になるということでしたけれども、結局数がない中――極端な話をすると、指名業者が2者しかなかったら、最後は2者でやらなんみたいなどころもあろうかと思えます。そういう点でいうと、事務が煩雑になるということですが、事前に今度購入せんなんということはわかってる話になってきますので、もう早くから手を打って、一般競争入札も含めて広く入札の呼びかけをしながら競争性を確保していくというのが、一方では考えておくべき視点として持っておくべき点ではないかと、かように思いますが、町長御自身、3者入札、それから競争性の確保ということに関しては、方法はあるなという、その辺の考えはおありかどうか、お聞きしておきたいと思えます。

議長（森本修司君） 町長。

町長（竹村匡正君） 当該車両は、消防ポンプ車ということでございまして、住民の命にかかわるものでございます。その特殊性からも、技術設備を有し、実績のある業者ということ、あと、消防団の皆さんがいざというとき、もしくは通常時のメンテナンス等を考えると、県内の事業所3社になったという次第でございまして、そこから入札を行っておりますので、十分競争性は担保されていると考えておる次第でございます。

以上です。

議長（森本修司君） これをもちまして総括質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

質疑が終わりましたので、討論を省略し、各関係委員会に付託することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（森本修司君） 異議なしと認め、総務・建設経済、厚生各常任委員会に付託いたします。

なお、各委員会の開催は、お手元に配付のとおりお取り計らいくださいますようお願い申し上げます。

次に、日程第17、同意第3号及び日程第18、同意第4号の川西町教育委員会委員の任命についてを一括議題といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（森本修司君） 異議なしと認め、一括議題といたします。

議案の朗読を省略し、当局の説明を求めます。

町長。

町 長（竹村匡正君） 続きまして、日程第17、同意第3号並びに日程第18、同意第4号、川西町教育委員会委員の任命についてでございます。

同意第3号につきましては、現在教育委員会として就任していただいております中村貴子委員の再任について御同意を願うものです。

同意第4号につきましては、福西恭子委員の辞任に伴う後任として、辰巳裕世委員の任命につきまして御同意を願うものでございます。

辰巳氏は、昭和24年9月21日生まれでございます。職歴といたしまして、京都女子大学短期大学部を卒業され、その後、ユニチカ株式会社中央研究所に入社され、結婚のために退社後、昭和59年から川西町唐院にあります池田医院にて医療事務に従事されるとともに、平成3年度において唐院小学校のPTA副会長として御活躍されました。

以上でございます。何とぞ御同意賜りますよう、お願い申し上げます。

議 長（森本修司君） 説明が終わりましたので、これより採決いたします。

お諮りいたします。

まず、同意第3号、川西町教育委員会委員、中村貴子氏の任命について、同意することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手する者あり）

議 長（森本修司君） 賛成全員により、本案件は、原案のとおり同意することに決しました。

次に、同意第4号、川西町教育委員会委員、辰巳裕世氏の任命について、同意することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手する者あり）

議 長（森本修司君） 賛成全員により、本案件は、原案のとおり同意することに決しました。

議 長（森本修司君） 以上をもちまして、本日の日程はすべて終了いたしました。

本日の会議は、これをもって散会といたします。

なお、明日より19日までは、各委員会開催のための休会といたします。20日午後2時より再開し、ただいま各常任委員会に付託されました各議案について、委員長の報告を求めることにいたします。

本日は、どうもありがとうございました。

(午後 2 時 0 3 分 散会)



# 議 事 日 程

厚 生 委 員 会  
総務建設経済委員会

# 厚生委員会議事日程

平成25年9月13日(金)

午前10時 開議

日程第1 認定第1号 平成24年度川西町一般会計・特別会計決算について

〈一般会計〉

歳出	款2	総務費	項3	戸籍住民基本台帳費	P. 46～47
		款3		民生費	P. 50～65
		款4		衛生費	P. 65～71
歳入		上記関係歳入			P. 15～

〈国民健康保険特別会計〉 P. 111～142

〈後期高齢者医療特別会計〉 P. 143～154

〈介護保険事業勘定特別会計〉 P. 155～180

〈介護保険介護サービス事業勘定特別会計〉 P. 181～190

日程第2 議案第51号 平成25年度川西町一般会計補正予算について

歳出	款2	総務費	項3	戸籍住民基本台帳費	P. 12～13
		款3		民生費	P. 14～17
		款4		衛生費	P. 17～18
歳入		上記関係歳入			P. 15～

日程第3 議案第52号 平成25年度川西町国民健康保険特別会計補正予算について

日程第4 議案第53号 平成25年度川西町後期高齢者医療特別会計補正予算について

日程第5 議案第54号 平成25年度川西町介護保険事業勘定特別会計補正予算について

日程第6 議案第55号 平成25年度川西町介護保険介護サービス事業勘定特別会計補正予算について

日程第7 議案第57号 川西町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の一部改正について

日程第8 議案第58号 川西町介護保険条例の一部を改正する条例の一部改正について

閉会12時54分

## 出席委員

委員長	伊藤 彰夫	副委員長	勝島 健
委員	堀 格	委員	杉井 成行
委員	森本 修司	委員	芝 和也
副議長	今村 榮一		

## 説明のために出席した者

町 長 竹村 匡正

理事 坂口 歩

総務部長兼総務課長 森田 政美

財政課長 西村 俊哉

福祉部長 下間 章兆

住民生活課長 福本 誠治 保険年金課長 吉岡 伸晃

健康福祉課長 奥 隆至

西・東人権文化センター所長 岡田 忠彦

会計管理者 寺澤 伸和

## 職務のために出席した者

議会事務局長 高間 隆弘

## 欠席委員及び職員

# 総務建設経済委員会議事日程

平成25年9月17日（火）

午前10時 開議

日程第1 認定第1号 平成24年度川西町一般会計・特別会計決算について

〈一般会計〉

歳出	款1	議会費	P. 35～36
	款2	総務費	P. 36～50
	款5	農商工業費	P. 71～75
	款6	土木費	P. 75～82
	款7	消防費	P. 82～83
	款8	教育費	P. 83～104
	款9	公債費	P. 104～105
	款10	諸支出費	P. 105
	款11	予備費	P. 105～106
歳入	上記関係歳入		P. 10～

〈住宅新築資金等貸付事業特別会計〉 P. 191～200

〈公共下水道事業特別会計〉 P. 201～210

日程第2 認定第2号 平成24年度川西町水道事業会計決算について

日程第3 議案第51号 平成25年度川西町一般会計補正予算について

歳出	款1	議会費	P. 10
		総務費	P. 10～13
	款5	農商工業費	P. 18
	款6	土木費	P. 18～20
	款7	消防費	P. 20
	款8	教育費	P. 21～24
歳入	上記関係歳入		

日程第4 議案第56号 平成25年度川西町公共下水道事業特別会計補正予算について

日程第5 議案第59号 川西町立幼稚園保育料及びバス使用料徴収条例の一部改正について

日程第6 議案第60号 消防ポンプ自動車の購入について

閉会11時55分

## 出席委員

委員長 松本 史郎  
委員 今村 榮一 委員 中嶋 正澄  
委員 大植 正  
議長 森本 修司

## 説明のために出席した者

町長 竹村 匡正

理事 坂口 歩

総務部長兼総務課長 森田 政美 財政課長 西村 俊哉  
まちづくり推進課長 安井 洋次 税務課長 吉田 昌功

産業建設部長 松本 雅司 産業建設課長 山口 尚亮

教育長 山嶋 健司 教育次長 栗原 進  
教委総務課長 深澤 達彦 社会教育課長 廣瀬 行延

水道部長心得 福本 哲也

会計管理者 寺澤 伸和

## 職務のために出席した者

議会事務局長 高間 隆弘

## 欠席委員及び職員

副委員長 石田 三郎 委員 寺澤 秀和

平成 2 5 年川西町議会  
第 3 回定例会会議録

( 第 2 号 )

平成 2 5 年 9 月 2 0 日



## 川西町議会第2回定例会（議事日程）

平成25年9月20日（金）午後2時00分再開

日程	議案番号	件名
第1		委員長報告 認定第1号・認定第2号 議案第51号～60号  質疑・討論  採決
	(追加日程)	
第2	同意第5号	副町長の選任について
第3	発議第3号	道州制導入に断固反対する意見書について



(午後2時00分 再開)

議長(森本修司君) 皆さん、こんにちは。

これより平成25年川西町議会第3回定例会を再開いたします。

会議に先立ち、7番 寺澤議員より本日の定例会への欠席届が提出されております。

ただいまの出席議員は11名で、定足数に達しております。よって議会は成立いたしましたので、これより会議を開きます。

日程第1、委員長報告を議題といたします。

去る11日の定例会において上程されました認定第1号、平成24年度川西町一般会計・特別会計決算について、認定第2号、平成24年度川西町水道事業会計決算について、議案第51号、平成25年度川西町一般会計補正予算についてより、議案第60号、消防ポンプ自動車の購入についてまでの12議案について一括議題といたしたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(森本修司君) 異議なしと認め、一括議題といたします。

それでは、ただいまより、各委員会の審査の経過並びに結果について、順次委員長の報告を求めます。

厚生委員長、伊藤彰夫君。

厚生委員長(伊藤彰夫君) 伊藤です。議長の御指名をいただきましたので、厚生委員会を代表いたしまして委員長報告をいたします。

去る9月11日、本会議において当委員会に付託されました各議案につきまして、過日、9月13日に委員会を開催し、審議をいたしました、その結果を御報告申し上げます。

まず、認定第1号、平成24年度川西町一般会計・特別会計決算についてであります。

一般会計につきまして、委員より、前年度に比べ、ごみ処理委託料が約300万円減少した理由について質問があり、当局より、「可燃物及び不燃物において事業系の持ち込み分が対前年度142トン減少したことによるものである」との回答がありました。

また、委員より、「ごみ減量化を目的としたコンポストや電動ごみ処理機の購入助成を行っているが、近年の実績を見ると利用が少なくなっている。現在1回限りの助成となっているが、買いかえによる助成も認めてはどうか」との質問があり、当局より、「住民のごみ減量化に対する意識の向上を目的としているもので、幅広く助成を行いたい。助成方法については、今後の利用状況も見ながら検討したい」との回答がありました。

次に、委員より、「ごみ有料化以後、ごみ袋作成経費等支出経費と一般廃棄物処理手数料との収支差額は約800万円の収入増となっているが、資源回収団体に対する助成金の単価アップなどの財源の使用法について」との質問があり、当局より、「収入増となった財源については、自治会や子ども会、老人クラブなどの資源回収団体に対する助成金などに400万円程度支出している。今後も自治会などの振興

策として活用を進めたい。また、ごみ処理経費において、人件費を除いても収集に係る車両の維持管理経費や山辺広域ごみ処理委託事務費、経費等、広域事務組合に支出する経費を含めると約4,500万円の一般財源が必要となっている」との回答がありました。

次に、委員より、「高齢者単独世帯や障害を持っておられる方のごみの出し方について、リクエスト収集を検討してはどうか」との質問があり、当局より、「現在、粗大ごみにおいてはリクエスト収集を実施しているが、燃えるごみなどの収集についても先進事例を研究しながら検討したい」との回答がありました。

次に、委員より、乳幼児医療費助成事業における町単独事業の取り組みの拡充について質問があり、当局より、「福祉医療費助成事業については、子育て世代の負担の軽減や障害を持っておられる方などのいわゆる生活弱者に対して医療費の助成を行っているが、町単独事業で所得制限の撤廃や乳幼児医療費助成事業において中学生までの入院医療費の助成を実施しているところである。県内の市町村においては、中学卒業まで通院・入院に係る医療費を助成するなど拡充されているところもあるが、現状ではそこまで拡充することは考えていないが、実施については数百万円単位で予算も必要となることから、慎重に検討したい」との回答がありました。

また、委員より、町単独事業で実施している小学生と中学生の入院医療費助成の実績について質問があり、当局より、「小学生が9件、中学生が4件で、合計107万円助成した」との回答がありました。

次に、委員より、老人保護措置に係る入所基準について質問があり、当局より、「老人ホームに入所措置する場合、65歳以上の者であって、環境上の理由、経済的理由、また居宅において養護を受けることが困難な者を、入所者判定委員会において入所措置の要否を判定し、決定している。基準に満たない方については、介護サービスの利用などを検討していただきたい」との回答がありました。

次に、委員より、人権文化センターの事業状況と今後の住民に密着した施設としての運営方法について質問があり、当局より、「相談業務については、就職問題や住宅問題などの相談は以前より少なくなっている。教養文化事業については地区外からの参加も多く、今後も継続して実施したいが、従前より人権文化センターのあり方について平成26年度末の職員の引き揚げも含めて協議しており、慎重に検討したい」との回答がありました。

続いて、国民健康保険特別会計について、委員より、国民健康保険税の収納率について質問があり、当局より、「現年徴収率が対前年度1.4%増の96.8%と向上したが、過年度分も合わせると76.6%と低い状況にある。今後も現年徴収率の向上に努め、滞納繰り越し分を増やさないように努力したい」との回答がありました。

次に、委員より、国民健康保険事業の見通しと広域化について質問があり、当局より、「国民健康保険は構造的に低所得者層が加入しており、その運営については厳しいものがある。平成24年度の実質収支は約4,060万円の黒字となっている。この黒字額から前年度繰越金、翌年度国庫負担金精算額を除いた24年度の実質収支は約300万円の黒字となる。この原因は、レセプト1件当たり100万円

以上の高額医療の入院患者が減少したこと等により保険給付費が減少した。今後も、入院医療費の増減が国保運営に大きく影響することから、その動向に注視し、医療費抑制のための予防対策や国保税の収納率向上に努めたい。広域化については、課税方法について4方式から3方式、いわゆる資産割をなくす方向で調整は済んでいるが、運営主体について、社会保障制度改革国民会議報告書に基づき、国保の運営業務について財政運営を初めとして都道府県を基本とすることや、保険者の移行時期について平成29年度を目途とすることなどが、本年8月21日に閣議決定されたことにより、再度県より、保険者を広域連合とするのか、それとも県にするのかについてアンケート調査を実施したいとしており、広域化に向けた国保担当課長レベルのワーキンググループの協議は一時中断しているところです。本町におきましても、保険者として責任を明確化できる運営主体となるよう検討したい」との回答がありました。

また、委員より、「国保加入者の所得分布では、250万円以下の所得の方が88%で、年齢区分では60歳以上が54%となっており、低所得者や高齢者が多いのが国保の構造的な特徴である。医療費抑制のための保健事業や保健センターで実施している保健事業を合わせた形で実施できるように、政策的に繰り出し基準以外の経費を国保会計に繰り出してはどうか」との質問があり、当局より、「住民の健康の保持及び町全体の医療費の抑制という最終目的は同じであるが、国保の保健事業は国民健康保険加入者に対し実施しており、今までどおり繰り出し基準に基づき今後も行いたい」との回答がありました。

以上の審議をもちまして、認定第1号、平成24年度川西町一般会計・特別会計決算における厚生委員会に付託されました決算については、承認いたしました。

次に、議案第51号、平成25年度川西町一般会計補正予算について、委員より、休日などの閉庁時における住民票などの交付について質問があり、当局より、「以前一般質問で回答したとおり、予約を受け、当直者における交付も考えられるが、本人確認の徹底や公金の取り扱いなど事務的に詰めることがたくさんある。先進事例など研究しながら問題点を洗い出し、検討したい」との回答がありました。

次に、委員より、町単独事業で助成している高齢者肺炎球菌ワクチンなどの助成方法などについて質問があり、当局より、「高齢者インフルエンザワクチン接種については、町内医師会との契約で個人負担金のみで接種することができる。町で受ける場合、保健センターに申し込み、保健センターで個人負担金を支払っていただき、接種する方法をとっている。高齢者肺炎球菌ワクチンにおいては、接種後5年間はワクチンの効果があり、5年以内に再度接種すると副反応の問題もあり、保健センターに申し込んだ上、償還払いという方法をとっている。接種方法や助成方法について、今後町医師会とも協議したい」との回答がありました。

次に、議案第52号、平成25年度川西町国民健康保険特別会計補正予算について、委員より、国保税の分割納付誓約者への督促状の発送について質問があり、当局より、「地方税法等関係法令に基づき事務手続をしており、分割納付誓約者にもその旨説明した上で督促状を発送している。今後もその方向で検討する」との回答がありました。

以上の審議をもちまして、議案第51号、平成25年度川西町一般会計補正予算、議案第52号、平成25年度川西町国民健康保険特別会計補正予算は、承認しました。

次に、議案第53号、平成25年度川西町後期高齢者医療特別会計補正予算、議案第54号、平成25年度川西町介護保険事業勘定特別会計補正予算並びに議案第55号、平成25年度川西町介護保険介護サービス事業勘定特別会計補正予算についての補正予算の3議案と、議案第57号、川西町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の一部改正について、議案第58号、川西町介護保険条例の一部を改正する条例の一部改正についての条例改正案2議案につきましては、提案説明どおりであり、承認いたしました。

次に、当委員会に係る審査案件につきましては、地方自治法第109条第9項の規定に基づき、議会閉会中においても調査並びに審査できるように議決されることをお願い申し上げまして、厚生委員会を代表いたしましての委員長報告といたします。

議員各位の御賛同を賜りますようお願い申し上げます。

議長（森本修司君） 続きまして、総務・建設経済委員長、松本史郎君。  
総務・建設経済委員長（松本史郎君） 皆さん、こんにちは。松本です。議長の御指名をいただきましたので、総務・建設経済委員会を代表いたしまして委員長報告をいたします。

当委員会は、平成25年9月17日に開催し、当委員会に付託されました各議案について、当局から詳細な説明を受け、慎重に審議いたしました。

まず、認定第1号、平成24年度川西町一般会計・特別会計決算並びに認定第2号、平成24年度川西町水道事業会計決算についてであります。

委員より、町営住宅等の家賃の滞納状況及びその対応について質問があり、当局から、「平成24年度決算時点において、現年分で17件、金額は30万2,200円、滞納繰り越し分として24件、金額は1,652万1,450円となっており、滞納者に対して督促、催告、電話、訪問、役場への呼び出し等の対応を行い、滞納者から納付誓約書を提出させて分割で納入してもらっている。条例上は明け渡し請求も可能であるが、引き続き徴収に努力していきたい。また、新たに入居する住民に対しても、法的な措置も含めた説明を行っていく」との回答がありました。

また、委員より、水道事業に関する裁判の状況について質問があり、当局から、「本町としては怠る事実があったとは認識していない。水道料金の未収金があることは事実である。今後、滞納者に対し、より一層厳正に対処していく。また、提訴されている裁判については、10月1日が第1回目の口頭弁論となっており、現在は弁護士に資料提供を行っている状況である」との回答がありました。

また、委員より、給食費の滞納状況についての質問があり、当局から、「給食費においては町の歳入として取り扱う公会計ではなく、給食センター管理の私会計となっており、決算については学校給食運営委員会委員による監査が行われ、同委員会において報告されている。滞納の発生は直接保護者全員に負担がかかってくることから、徴収については、園・学校で努力していただいているところであり、給食

センターへは材料費として全額納付されている」との回答がありました。

また、委員より、防災行政無線と並行して住民の避難勧告等を知らせるエリアメールについて質問があり、当局から、「昨年12月からエリアメールを導入し、災害時等には従来の防災行政無線と広報車による情報伝達に加えて実施する準備は既にできている。本年の年末ごろには防災訓練を実施する予定で、それにあわせてエリアメールによる情報伝達訓練も実施する予定である」との回答がありました。

以上の審議をもちまして、認定第1号、平成24年度川西町一般会計・特別会計決算、認定第2号、平成24年度川西町水道事業会計決算における当委員会所管分については、提案どおり認定いたしました。

続きまして、議案第51号、平成25年度川西町一般会計補正予算、議案第56号、平成25年度川西町公共下水道事業会計補正予算、議案第59号、川西町立幼稚園保育料及びバス使用料徴収条例の一部改正について、議案第60号、消防ポンプ自動車の購入については、提案どおり承認しました。

以上が当委員会に付託されました各議案の審議の結果でございます。

次に、当委員会所管に係る審査案件につきましては、地方自治法第109条第9項の規定に基づき、議会閉会中においても調査並びに審査できるように議決されんことを望みまして、総務・建設経済委員長報告とさせていただきます。

何とぞ議員各位の御賛同を賜りますようお願い申し上げます。

議長（森本修司君） 以上で各委員長の報告が終わりましたので、これより委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（森本修司君） 質疑がないようですので、質疑を終わり、これより討論に入ります。

討論ありませんか。

芝和也君。

11番議員（芝和也君） それでは、ただいま厚生委員会、総務・建設経済委員会の両委員長より報告がありました認定第1号と2号の平成24年度の川西町一般会計並びに各特別会計、それから水道事業会計のそれぞれ決算認定案と、議案第51号、平成25年度川西町一般会計補正予算より議案第60号、消防ポンプ自動車の購入についてまでの補正予算並びに条例改定案等10本の合計12議案に対する討論を行います。

態度表明としましては、反対が認定第1号と2号の2本、賛成がほか10議案であります。まず、認定第1号の24年度の各会計の決算についてであります。ここには一般会計並びに国保、後期高齢者医療、介護保険の介護事業とサービス事業、住宅新築資金、公共下水の7つの会計が一括されておりまして、このうち一般会計、国保会計、住新会計が反対、あとの4会計は賛成であります。一括されておりますので、態度表明としては、1号認定案に対しては反対ということになります。

当該年度は、今日とは違い、政府与党は民主党を中心として構成されていまして、進められていた施策は、税と社会保障の一体改革の名のもとに、現在安倍内閣が踏

み切ろうとしている消費税の税率引き上げ等々が決められた時期でありました。こうした背景のもと、日々の暮らしを営む住民生活全般においては、景気の底上げや雇用の改善等、みんなの期待に対して先の見通しが一向に明けていく気配が見えない状態が続くのみであり、景気回復と暮らしの安定に対する期待ばかりが膨らむのみで、実態として誰もが漠然とした不安を抱えており、それらが払拭されるということは、当該年度もしかり、今日に至るも大きく変わることはない状況に置かれているのは、町長を初め皆さん承知のとおりであります。

住民の皆さんにとって一番身近な行政主体が川西町であることは言うまでもありませんし、本町の取り組みがこうした国の負担増が続くときほど、その影響をいかに和らげるのかという、それこそ地方自治体の担っている使命が問われる時はありません。本年8月より新たに町長としてその職に就かれた竹村匡正新町長には、これまでの本町の取り組みを総合的に総括いただき、住民の皆さんを取り巻く背景を見きわめられまして、その改善と暮らしの向上に向け、今日の国の取り組みの影響による住民負担から住民生活を守る防波堤としての役割を自治体がなすべき本質的な取り組みとして手を打っていかれんことを求めると同時に、今後の取り組みに期待を込めるものであります。

町長も審議を通じてお述べのとおり、自治体の長として持つべき視点が、住民の福祉の増進に努め、日々の暮らしの応援策に取り組む姿勢にあるということは全く同感であります。それは、自ら目線をどこに置くかにかかわる問題であります。町長は、全住民に公平公正に策を進める旨、決意を述べておいででありますので、まさにその視点の中心は、住民の皆さんの日々の暮らしそのものであります。そのためにも、いかにして生の声を酌み上げるのか、取り組みは容易ではないでしょうが、本町の全機関並びに職員挙げて捕捉に努められんことを求めるものであります。

方法はさまざまありますが、いずれにしても状況をよく掌握し、そこから見出した取り組みとなすべき方向は、住民の目線に立ってかじを切ることでありまして決して現行制度に照らしてかじを切ることではないということを申し上げるものであります。これは、制度に関係なく事を進めよということではありません。現状と制度の間には矛盾やギャップがさまざまに存在することでありましょう。これをいかに解決していくのか、ここが今日政治全体が問われている問題でありまして、とりわけ地方自治体はその本旨において問われている問題であります。それが取り組むべき施策の中身ということにつながりますし、それは見方を変えますと、お金の集め方と使い方の問題、集めたお金の配分の見きわめでありまして、その方向は、町長が据えておられる住民生活応援の視点にほかなりません。

こうした視点で本町の取り組みを見ますならば、当該年度においても高齢者の肺炎球菌ワクチン等への助成に踏み切りました。これは、この間拡充されている障害者や子ども等への福祉医療の分野に加え、一定の前進を見てきているところでありまして、これらの取り組みは、町長の視点と決して相反するものではありませんので、今後においてもぜひ強化・発展に期待するところでありまして、また、待望されている義務教育終了までの通院への医療費助成にも手がかけられんことを求めるものであります。

それから、この年の後半、地域の活性化に向け、地域交通の取り組みも始まりました。今日まで順調に進展を見ているところではありますが、引き続きその強化に向けて策を展開されんことを求める次第であります。大事なことは、移動手段を欠いている方々のすべをどう確保するのかという問題でありますので、ぜひ広い視野に立って、乗合タクシー方式も視野に入れながら、有効策の検討に努められんことを申し添えるものであります。

いずれにしても、竹村匡正さんを町長として、本町はこれからその歩みを進めるわけですので、ぜひ若い新鮮な息吹を本町住民の暮らし応援へと存分に注がれんことを念願するとともに、新たな取り組みと改善策を取り入れるべく、新年度の予算編成に当たられんことに期待を込め、当該年度の決算認定は不承認いたします。

次に、特別会計の国保についてであります。

当該年度の収支は、400万円弱の黒字ということでありまして、これは、入院と高額医療の支払いが従前よりも少なかったことに起因するようでありまして、この間の赤字の要因が本年は少なく経過したためとのことで、一過性のものとならない取り組みが求められるところでありまして、これまでの本町の取り組みでは、これらの支出を抑えるべく、生活習慣病等の抑制に向け、住民の健康度を引き上げていくことに、ここ数年その取り組みを始めているところでありまして、これらの取り組みは息の長い取り組みでして、効果のほどはすぐにはあらわれてまいりませんので、特効薬的に処方してすぐ効果が出るということにはつながりませんが、保険者である自治体の行いとしては重要な取り組みでありますし、決しておろそかにはできません。一般会計でもこうした保健事業はこの間手がけられつつありますので、人間ドック助成等、従前実施の取り組みに再び踏み切るよう、引き続き求めるものであります。

この点では、その原資を国保の保険料に求めるのか、一般財源に求めるのかという問題に突き当たりますが、これはどちらで取り組んでも目指す方向と目的は同じでありますので、何の問題も生じるものでないと判断します。本町の住民全体にお金を使って住民施策に生かすという町長が旨とするところの視線からして、むしろ大いに強化していく取り組みと心得ます。

また、審議を通じて認識を同じにしているとおり、本町国保は所得分布では250万円以下で加入者のほぼ9割を占め、年齢分布では60歳以上で過半数を占めており、1人当たりの保険料は所得の1割というのが特徴で、町長も保険料が所得の1割というのは感覚として高いとお述べのように、総じて住民の皆さんも町長と同様にその負担感をお持ちであります。今日の経済事情からすれば、今後この傾向はますます顕著になっていくものと推察されますが、この特徴を大きく改善することは容易ではありません。あとは長い視野に立って住民の健康度を引き上げていく取り組みをこつこつ地道に気長に取り組むことでありまして、日常の保健事業の積み上げであります。この点では、先進地の取り組みは大いに参考になるものと心得ます。

原資の問題はあるにせよ、保険者としての責務をしっかりと発揮し、積極的な財政

出動の判断を求めまして、本会計についても不承認とするものであります。

次に、住宅新築資金特別会計であります。本会計は、当年度の不足額を翌年度からの繰り上げ充用で会計処理を進めていることに関して、その中身を住民の了解の上で進めていくべきではないかという問題提起に対し、中身の説明は先に延ばして、まずは貸付金の回収に傾注するというところで、これまでの議論が平行線で経過している問題であります。この点で、町長としては引き続き資金の回収に努めるも、回収焦げつきの事態が見きわめられた時点で中身を説明し、住民の理解を得る旨、審議の過程で示されました。基本、議論は平行線のままであることに変わりはありません。貸し付け額のうち、現時点で長期間にわたって回収に滞りが生じているのが17件、約6,000万円であります。順調に進展しているならば、会計処理における翌年度からの繰り上げ充用の必要もないわけですし、これは、手法としては税金の投入を避けるための苦肉の策を講じているということでありまして、そのこと自体の是非は問いませんが、肝心の滞りを解決するための策でないことはよく御承知のとおりであります。その時期をいつにするかの違いがあるだけで、やがて必ず説明することは避けられませんので、会計処理上既に手を打っていることから、竹村さんが新たに町長に就任なさったこの時期に、事の次第を明らかにし、住民の合意と納得の上で処理なさることを求めまして、本会計につきましても不承認とするものであります。

あとの後期高齢者医療、介護保険の介護事業並びに介護サービス、公共下水道の各特別会計につきましては、これまで同様、認定するものであります。

次に、水道事業についてであります。

水需要の減少により収益の伸び悩みがこの間続く傾向が見られる中、人件費など定員よりも抑え、経費の削減等営業努力のあらわれは見てとれます。この点では、水道水の安定供給に向けた水道部職員の皆さんの取り組みには常々敬意を表しているところであります。

今般の審議を通じ、これまで議論が平行線で経過していましたが加入分担金を資本収益から営業収益へ切りかえる問題につきましては、新年度から変更する旨、さきの本会議で明らかにされました。これにより、住民の皆さんにおいては、投資的経費に充てるお金を加入時に払っておいて、後年、日常の水道代金からその減価償却費用が捻出されていた、これまでの会計処理の流れで必然的に生じていた投資的経費の二重負担が事実上解消されることとなり、一定の前進が見られることとなりました。あと、水道水の生産コストをどう引き下げていくのか、これについては今回検討が進められているところのようではありますが、水需要をしっかりと見きわめ、過剰生産を抑制することや、自己水と県営水道のバランスをどう見きわめるのか、それと、自己水の製造コストにおける経常的な維持管理費からすれば、大滝ダムの完成に伴い、県水の100%受給も可能となることや、その場合の購入コストは現行の購入コストよりも単価が大幅に引き下がることなど、全体の施設の管理コストも含めて総点検し、供給の面でも、また料金の面でも、安定して安全で安価な水道水の確保に向けては、どの方法がより負担軽減に功を奏するのか等々、検討を進める時期と心得ます。この点での積極的な取り組みを求めるものであります。



また、当該年度では、料金徴収の問題での住民監査請求がなされ、現在はこれに関連して料金未回収問題で提訴されているところでもあります。これは、勉強不足から生じた事務処理の問題もあり、この提起を受けたことをきっしょに一から出直すというのが、当該年度から本年6月までの流れであります。当然やり直しの機会はあってしかるべきでありまして、真摯な対応が求められるところでもあります。

今年度は会計システムも改めていくとのことではありますが、当然未回収も発生することでありましょう。提訴については裁判の進展を待つことになりませんが、問題はその中身であります。町長もまだ全部については精査できていないとのことではありますが、不心得者を放置してのことなのか、やむにやまれぬ状態でのことなのか、その事情と処理における判断が肝心でして、ここは管理者としての姿勢が問われる問題であります。町長も感じておられるように、問題提起としてこれらに関する機会を得たわけでもありますので、製造コストや料金単価にかかわる問題でもありますから、新たに管理者として就任した立場からも、これを機会にこれまでの状況を住民の皆さんにつまびらかにするとともに、合意と納得を得ることを求めると同時に、こうした観点で新年度の予算編成と実務の執行に当たられんことを申し上げまして、本会計決算につきましても不承認とするものであります。

次に、51号から56号までの25年度の一般会計並びに特別会計の各補正予算についてであります。

態度表明は、いずれの議案も賛成するものであります。

内容は、人事異動に伴う人件費の変更や物品の購入、庁舎や町有施設の維持補修並びに改造、過年度の精算等々、必要に応じた補正内容であり、特段異論はありません。予算執行においては、審議を通じて議論を重ねましたが、結崎駅の朝晩の駅員引き揚げ問題ですが、現在取り組みを進めている駅前周辺整備計画とも密接にかかわる問題としておろそかにはできません。本町の玄関として駅舎をリニューアルするも、肝心の駅員さんが昼間しか配置されないということになるわけですので、乗降の安全上も、防犯上も、利便性からも懸念される問題であります。しかしながら、計画中の整備計画では、懸案の南北両踏切の拡幅を初め全体の取り組みを進める上で、関係の皆さんはもとより、住民全体にも駅員引き揚げに関する対処についていかにすべきか、そのポイントと問題点を明らかにしながら、計画の全容について住民の皆さんと一体に事の処理に当たられんことを申し上げておきます。

また、自然エネルギーの普及と促進からの自治体施策の果たすべき役割と取り組み、地域交通の課題であります乗合タクシー方式の検討等々、住民の意に沿い、願いに応える町政の推進に努められんことを申し上げ、今般提出の補正予算案には全て賛成するものであります。

次に、議案第57号から59号までの条例改定案についてであります。

これらは、自治法の改定に伴う後期高齢者医療と介護保険の保険料の延滞金の率を法に準じて軽減措置することと幼稚園の保育料の軽減対象者を明文化するものであります。いずれも法並びに国基準に照らしてのことではありますが、幼稚園保育料の軽減対象者においては、今般は従前との対象内容の変更はなく、条例に明記するだけのことでありますが、この対象には住民税の非課税者は含まれていますが、住

民税課税者にあっては除外されていることになっていません。これは政策判断の問題であります。町長は、軽減が真に必要とする人にはしっかり見たい旨、審議を通じて意向をお示しですので、そこはどうか判断するのかが問われますが、普通、子育てをしていこうと思えば、保育料はせめて所得税課税者からを対象とするべきではないと考えます。この点、鋭意検討いただくよう申し述べ、今般上程の条例改定案には賛成するものであります。

最後に、消防ポンプ車の購入議案であります。

これは、消防の広域化に伴い今年から本町で管理することとなった消防団のポンプ車の購入についてであります。購入そのものには何の異論もありません。ただ、今般の購入は、3者指名による競争入札で実施されました。本町の入札規程では、指名競争入札は指名業者数を5者と規定していますので、これに照らせば異例の措置となりますが、それは指名業者が3者しかなかったためとのことであります。今後、これに伴い入札規程の変更も取り沙汰されているやに伺いますが、そもそもなぜ5者かということでありまして、これは、競争入札でありますから、読んで字のとおり、競争性を確保するためでして、決して軽んじてはならない問題と心得ます。町長は3者で競争性を確保されているとのことでありますが、それは執行者である以上、3者による入札を進めておいて、競争性は確保できていませんねんとは当然言えないからでありましょう。普通、3より5、5より10と数が増すほうが競争性が増すことは当たり前ですので、この競争性を確保する視点を崩すことなく、今後の事務の執行に当たられんことを申し上げ、今般の購入議案には賛成いたします。

以上、今般上程の認定第1号、平成24年度川西町一般会計・特別会計決算についてより、議案第60号、消防ポンプ自動車の購入についての認定案2本、議案10本の計12議案に対する討論を終わります。

議長（森本修司君） ほかに討論ありませんか。

堀格君。

2番議員（堀 格君） 2番議員の堀でございます。本定例会に提出されました決算認定案、それから各議案につきまして、それぞれ承認及び賛成の立場から若干の討論を行いたいと思っております。

まず、一般会計についてであります。24年度を見てみますと、何といたしましても川西小学校の改築が始まった、唐院小学校の跡地の売却が進んだ、それから、結崎駅周辺の整備計画に着手した、防災マニュアルがつくられ、コミュニティバスが走り出した、こういうことで非常に意義のある1年であったというふうに思います。それぞれのことをやりながら、財務体質としてはさらに一層改善されたわけがあります。24年度の一般会計としては、当然ながら認定されているものだと思います。

その他の特別会計についてであります。それぞれ妥当なものだと思います。健康保険、それから介護保険等、トレンドとしては保険給付費が増える傾向にありますが、今後とも増えないように、引き続き平素の健康管理の指導とPRに努めていきたいというふうに思います。

認定第2号の水道事業についてであります。決算認定については問題ありませ

んが、先ほど同僚議員からお話がありましたように、来年度から新地方公営企業の会計制度に変更になりますけれども、それと絡めまして若干申し上げたいと思います。

まことに恐縮ながら、この認定第2号の決算書の10ページと11ページをちょっと開いていただきたいと思います。

10ページは収益的収入と支出が書いてあります。24年度の決算額の欄、ずっと下を見ていただきますと、5,000万円程度のマイナスになっているわけです。下が資本的収入と支出であります。決算額の欄を見ていきますと、大幅なマイナスになっているわけでありまして、この収益的収支と資本的収支というのは、一つの事業体として見れば、当然ながら上と下と一体になるものでありまして、一つの企業で見れば、片方で営業の売り上げがあって、片方で設備投資をしてお金を使う、こういうことでもあります。政府の方針は、水道事業というのは基本的には独立採算制ということでもありますから、この上の収益的収支、これで通常はプラスになる。下の資本的収支は、通常、当然ながら設備投資していくわけでありまして、マイナスになる。この下のほうのマイナスを上の方のプラスで穴埋めして、プラマイゼロになるというのが一番健康的である。なおかつそれを毎年毎年プラマイゼロにして——水道というのは儲ける必要はありませんから、プラマイゼロになればいいわけです。毎年それがゼロになっていくというのが一番健全な経営というところがあります。

ところが、23年度、24年度、当川西町の水道事業を見ますと、それぞれ約1億円ぐらいのマイナス、マイナスになっているわけでありまして。当然ながら、その足らずまいは、資本的収支の一番下に書いてありますが、過年度分の損益勘定留保資金で穴埋めしたと、こうあるわけです。過年度分というのは、過去に儲けたやつでとりあえず資金的には穴埋めしておきますよと、こういうことなんです。ということになったら、次に問題になるのは、そしたらどれだけ補填財源があるんだということが心配になってくるわけなんです。それで、もう一遍資本的収支のところを見てみますと、収入のところでは工事分担金というのが942万5,000円あります。支出のほうは、当然ながらその942万5,000円を使って、さらに額が足らんわけですね。その足らずまいは過去の貯め込んだお金をつぎ込んで、当然ながら工事分担金も今は使ってしまうと、もうないわけです。設備に変わっちゃってるわけです。使ってしまうと、お金としてはないはずのものが、16ページの資本金、その下に剰余金というのがあります。この資本剰余金というところに工事分担金、施設分担金、加入分担金、国庫補助金とあります。施設分担金はなくなりましたけれども、数字としては上がっている。これは過去の分の追加債が上がっているわけです。工事分担金と加入分担金は、24年度の工事分担金945万円がそっくり23年度に付け加わった数字がここに上がっているわけです。ということは、使ってしまうと、お金としてはないにもかかわらず、資本剰余金のほうに数字としてどんどん積み重なっていくわけです。本来これはもうないわけです。設備に変わっちゃってるわけです。ところが、これが積み重なってる。一般の事業会計から見ると、「どうもこれはおかしい。ないはずやないか。にもかかわらず、ようけある。何が

8億もあるの」と、こうなるわけでありまして。やっぱりこれはおかしいということになって、今度の地方公営企業会計では、法律の改正で、資本剰余金の項目はおかしいということになって、これはなくなるわけです。今まで8億あったものが、あしたからゼロというわけにいきませんので、持って回ったいろんな施策をして、大半はなくなると思いますが、負債の部に一部計上して、徐々に消していくということのようであります。

ということで見てみると、やはりどれだけの補填財源があるかというのは、結局、もう一つ前のページに戻っていただくと、15ページにあります流動資産の合計4億円、ここから次の16ページにあります流動負債の合計1,600万、これを差し引いた分が、結局補填財源としてこれだけあるよと、こういうことになるわけです。ということは、今財源としては4億弱しかないということであります。ここ2年間続いて1億円近いマイナスになってますから、非常に危機的意識を持たないかんと思うのであります。

私が言いたいのは、数字がどうのこうのということではなくて、こういうことを十分認識していただいて、新しく竹村町長が就任されましたので、これを一水道部だけの問題と捉えずに——水道部というのは、住民から見たら役場の単なる一部門です。だから、役場が水道をやっていると皆思っているわけです。ただ、経理的に水道だけ別カウントしなさいよというだけのことでありまして、役場としてやること、皆そう思ってますから、町長以下一体となって水道の問題に取り組んでいただきたいというふうに思うわけであります。

余り長々と討論する気はありませんので、その他の議案につきましては必要なものと認めまして、特に意見はございません。消防ポンプ自動車の購入そのものはまことに結構なことでありますが、できればこれを使わずに済むように、平素の防火意識の高揚、私自身も含めて高めていきたいと思っております。

以上でございます。

議 長（森本修司君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（森本修司君） ほかに討論がないようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。

お諮りいたします。

認定第1号について、賛成の方の挙手を求めます。

（挙手する者あり）

議 長（森本修司君） 賛成多数により、本案件は、原案のとおり認定いたしました。

次に、認定第2号について、賛成の方の挙手を求めます。

（挙手する者あり）

議 長（森本修司君） 賛成多数により、本案件は、原案のとおり認定いたしました。

次に、議案第41号から議案第60号までの10議案について、賛成の方の挙手を求めます。

（挙手する者あり）

議 長（森本修司君） 賛成全員により、各案件は、原案のとおり可決いたしました。

お諮りいたします。

同意第5号、副町長の選任について、発議第3号、道州制導入に断固反対する意見書についての2議案を追加議題といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(森本修司君) 異議なしと認め、追加議題といたします。

日程第2、同意第5号、副町長の選任についてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、当局の説明を求めます。

町長。

町長(竹村匡正君) 今回、追加いたしまして同意をお願いするのは、同意第5号、副町長の選任についての人事案件でございます。

8月5日から空席となっていました副町長に、現在総務部長として在任しております森田政美氏を平成25年10月1日付で任命いたしたく、地方自治法第162条の規定により同意をお願いするものでございます。

森田氏は、昭和33年8月16日生まれで、職歴といたしましては、昭和56年に川西町職員に採用され、民生部、総務部、産業建設部を経た後、福祉課長、住民福祉課長、総務課長、総務部長心得を歴任し、平成24年4月から総務部長として在任しております。

御同意賜りますよう、よろしくお願いいたします。

議長(森本修司君) 説明が終わりましたので、これより採決いたします。

森田政美君、退席をお願いいたします。

(森田政美君 退席)

議長(森本修司君) お諮りいたします。

同意第5号について、同意することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

議長(森本修司君) 賛成全員により、本案件は、原案のとおり同意することに決しました。

森田政美君、お入りください。

(森田政美君 入場)

議長(森本修司君) ただいま同意されました森田政美君より、挨拶を受けることにいたします。

森田政美君。

次期副町長(森田政美君) ただいま私の副町長選任における同意案に御同意賜りまして、ありがとうございます。責任の重大さを痛感している次第でございます。

もとより微力ではございますが、竹村町長をお支えさせていただき、川西町の発展のために尽力する所存でございますので、議員各位におかれましては、さらなる御鞭撻のほど、よろしくお願い申し上げます。

どうもありがとうございました。

議長(森本修司君) 次に、日程第3、発議第3号、道州制導入に断固反対する意見書についてを議題といたします。

提案者からの提案理由の説明を求めます。

今村榮一君

5 番議員（今村榮一君） 議長の許可を得ましたので、道州制導入に断固反対する意見書について、朗読をもって説明としたいと思います。

我々町村議会は、平成20年以来、町村議会議長全国大会において、その総意により、「住民自治の推進に逆行する道州制は行わないこと。」を決定し、本年4月15日には、全国町村議会議長会が「町村や国民に対して丁寧な説明や真摯な議論もないまま、道州制の導入が決定したかのごとき法案が提出されようとしていることは誠に遺憾である。」とする緊急声明を行った。さらに、7月18日には、「道州制は絶対に導入しないこと。」とする要望を決定し、政府・国会に対し、要請してきたところである。

しかしながら、与党においては、道州制導入を目指す法案の国会への提出の動きが依然として見られ、また、野党の一部においては、既に「道州制への移行のための改革基本法案」を第183回国会へ提出し、衆議院内閣委員会において閉会中審査となっているなど、我々の要請を無視するかの動きをみせている。

これらの法案は、道州制導入後の国の具体的なかたちを示さないまま、期限を区切った導入ありきの内容となっており、事務権限の受け皿という名目のもと、ほとんどの町村においては、事実上の合併を余儀なくされるおそれが高いうえ、道州はもとより再編された「基礎自治体」は、現在の市町村や都道府県に比べ、住民と行政との距離が格段に遠くなり、住民自治が衰退してしまうことは明らかである。

町村は、これまで国民の生活を支えるため、食料供給、水源涵養、国土保全に努め、伝統・文化を守り、自然を活かした地場産業を創出し、住民とともに個性あるまちづくりを進めてきた。それにもかかわらず、効率性や経済性を優先し、地域の伝統や文化、郷土意識を無視してつくり上げる大規模な団体は、住民を置き去りにするものであり、到底地方自治体と呼べるものではない。多様な自治体の存在を認め、個々の自治体の活力を高めることが、ひいては、全体としての国力の増強につながるものであると確信している。

よって、我々川西町議会は、道州制の導入に断固反対する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年9月20日

奈良県川西町議会

この趣旨を御理解の上、議員各位の御賛同を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（森本修司君） 説明が終わりましたので、質疑を省略し、討論に入ります。  
討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（森本修司君） 討論がないようですので、討論を終わり、これより採決いたします。

お諮りいたします。

発議第3号について、原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

議 長（森本修司君） 賛成全員により、本案件は、原案のとおり可決することに決しました。

お諮りいたします。

総務・建設経済委員会及び厚生委員会並びに学校建設特別委員会所管に係る議会閉会中の審査事件につきましては、地方自治法の規定に基づき、議会閉会中においても継続して調査並びに審議したいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長（森本修司君） 異議なしと認め、閉会中においても常任委員会及び特別委員会を開催することに決しました。

以上をもちまして、本定例会の日程はすべて終了いたしました。

議員各位には、何かとお忙しい折にもかかわらず、本定例会に提案されました諸議案につきまして慎重に御審議を賜り、かつ議会運営に御理解のある御協力をいただきましたことに対し、議長として厚く御礼申し上げる次第でございます。

理事者におかれましては、今後も引き続き厳しい財政環境が予想されるため、予算の執行に当たっては、経済性、効率性及び有効性に配慮しつつ、厳正な執行を望むものであります。また、議員各位から出されました御意見なり要望を十分に尊重していただき、今後の町政に一層の御努力を賜りたいと存ずる次第でございます。

閉会に当たり、町長より閉会の挨拶をお願いいたします。

町長。

町 長（竹村匡正君） 平成25年川西町議会第3回定例会の閉会に当たりまして、一言御礼を申し上げます。

提出いたしました各議案につきまして、慎重に御審議を賜り、全議案を議決いただきましたこと、厚く御礼を申し上げます。

審議を通じまして議員各位から賜りました御意見や御指摘を参考に、今後の町政に活かしてまいりたいと考えておりますので、議員各位におかれましては、より一層の御指導、御協力を賜りますことをお願い申し上げます。閉会に当たっての御礼の挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

議 長（森本修司君） これをもちまして、平成25年川西町議会第3回定例会を閉会いたします。

ありがとうございました。

(午後3時01分 閉会)

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成25年9月20日

川西町議会  
議長

署名議員

署名議員



## (議決の結果)

議案番号	件名	議決月日	審議結果
認定第1号	平成24年度川西町一般会計・特別会計決算について	9月20日	原案認定
認定第2号	平成24年度川西町水道事業会計決算について	9月20日	原案認定
議案第51号	平成25年度川西町一般会計補正予算について	9月20日	原案可決
議案第52号	平成25年度川西町国民健康保険特別会計補正予算について	9月20日	原案可決
議案第53号	平成25年度川西町後期高齢者医療特別会計補正予算について	9月20日	原案可決
議案第54号	平成25年度川西町介護保険事業勘定特別会計補正予算について	9月20日	原案可決
議案第55号	平成25年度川西町介護保険介護サービス事業勘定特別会計補正予算について	9月20日	原案可決
議案第56号	平成25年度川西町公共下水道事業特別会計補正予算について	9月20日	原案可決
議案第57号	川西町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の一部改正について	9月20日	原案可決
議案第58号	川西町介護保険条例の一部を改正する条例の一部改正について	9月20日	原案可決
議案第59号	川西町立幼稚園保育料及びバス使用料徴収条例の一部改正について	9月20日	原案可決
議案第60号	消防ポンプ自動車の購入について	9月20日	原案可決
同意第3号	川西町教育委員会委員の任命について	9月11日	原案同意
同意第4号	川西町教育委員会委員の任命について	9月11日	原案同意
同意第5号	副町長の選任について	9月20日	原案同意
発議第3号	道州制導入に断固反対する意見書	9月20日	原案可決